

障害者総合支援給付支払等システム

支払等システム

障害者自立支援等実績データマニュアル

初 版

国民健康保険中央会

国民健康保険中央会

国民健康保険中央会の許可なく複製、改変を行うことはできません。本書の内容に関しては将来予告なしに変更することがあります。また、本システムにより生じたいかなる損害についても本会では責任を負いかねますのであらかじめご了解のうえ、システムをご使用ください。

◆◆目次◆◆

はじめに	1
1. 概要	2
1.1. 障害者自立支援等実績データとは	2
1.2. 集計時期	2
1.3. 集計対象となるデータ	2
2. 支払等システムにおける実績データの提供について	3
2.1. 実績データの提供フローについて	3
2.2. 提供ファイル一覧について	4
3. 実績データの見方	14
3.1. 受給者関係(障害福祉サービス)	14
3.2. 受給者関係(相談支援)	17
3.3. 受給者関係(地域相談支援)	19
3.4. 受給者関係(障害児支援)	21
3.5. 受給者関係(障害児相談支援)	23
3.6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)	25
3.7. 事業所・サービス種類関係(相談支援)	34
3.8. 事業所・サービス種類関係(地域相談支援)	37
3.9. 事業所・サービス種類関係(障害児支援)	39
3.10. 事業所・サービス種類関係(障害児相談支援)	42
3.11. 加算等集計(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	44
3.12. 加算等集計(障害児支援、障害児相談支援)	51
3.13. 利用者負担関係・障害福祉サービス(金額分布)	54
3.14. 利用者負担関係・障害福祉サービス(負担率分布)	57

3.15. 利用者負担関係・障害児支援(金額分布)	60
3.16. 利用者負担関係・障害児支援(負担率分布)	63
3.17. 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)	65
3.18. 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害児支援)	72
3.19. 市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)	74
3.20. 複数サービスの利用状況(障害福祉サービス)	77
3.21. 支給決定情報集計(障害福祉サービス)	87
3.22. 支給決定情報集計(相談支援)	89
3.23. 支給決定情報集計(地域相談支援)	91
3.24. 支給決定情報集計(障害児支援)	93
3.25. 支給決定情報集計(障害児相談支援)	95
3.26. 障害程度区分の変更状況(障害福祉サービス)	97
3.27. 個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	100
3.28. 個人ごとの状況(障害児支援、障害児相談支援)	110
3.29. 事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	116
3.30. 事業所ごとのサービス提供状況(障害児支援、障害児相談支援)	127
3.31. 地域別のサービス提供と利用状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	134
3.32. 地域別のサービス提供と利用状況(障害児支援、障害児相談支援)	139

4. その他 141

4.1. 『業務委託情報登録』画面の確認について	141
4.2. 障害者自立支援等実績データの確認方法について	142
4.3. 留意事項	143

はじめに

今後益々増加するサービス提供に対する給付費の適正な支給につなげるために、基礎データとなるサービス利用状況に着目したサービス提供実態を把握する必要があります。自治体等において、様々な集計・分析をしていくことの一助として、このマニュアルでは「障害者総合支援給付支払等システム 支払等システム」における統計情報の見方について説明します。

表記の規則

このマニュアルは、以下の規則に従って記述されています。

記述形式	意味
太字(bold)	特に注意すべき点を示します。
「 」	
『 』	画面名及び帳票名を示します。
[]< >	ボタン名を示します。
「_」	リンク名を示します。
< >	バッチ処理名を示します。

略称について

このマニュアルでは、名称は略称で記述されています。

略称	正式名称
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
支払等システム	障害者総合支援給付支払等システム 支払等システム
国保中央会	国民健康保険中央会
国保連合会	国民健康保険団体連合会

登録商標について

- 本書に記載されている会社名、製品・サービス名は各社の登録商標、または商標です。

1. 概要

1.1. 障害者自立支援等実績データとは

障害者自立支援等実績データは、障害保健福祉施策推進のため、制度改正等に伴う見直し後の状況把握や今後の施策検討に活用するための情報収集を図る観点から、国保連合会に蓄積された情報(事業所からの請求情報や各種台帳情報等)を基に、サービス提供年月ごとに作成し、市町村、都道府県及び厚生労働省へ毎月提供しているデータである。

また、サービス提供の効率化・重点化を図っていくために、自治体等にて統計データをより活用できることを目的とし、利用者、事業所、地域ごとの個別のサービス利用状況やサービス提供実態を把握することが可能となるよう、実績データの拡充も行った。

(障害者自立支援等実績データの詳細については、P. 5「2. 2. 提供ファイル一覧について」参照。)

1.2. 集計時期

サービス提供年月の3ヶ月後の1日～10日(※)

(例:サービス提供年月が「平成28年4月」の請求情報の場合、「平成28年7月」に集計処理を実施)

※当月受付分の市町村請求送信データ作成処理が完了している場合、サービス提供年月が前々月の集計処理が可能

(例:「平成28年6月」分の市町村請求送信データ作成処理が完了している場合、サービス提供年月が「平成28年4月」の請求情報の集計処理が可能)

1.3. 集計対象となるデータ

集計処理時点で「市町村審査済」の請求情報等(集計対象サービス提供年月分)

※点検エラー等により返戻、過誤申立により取下げとなっているデータは集計対象外

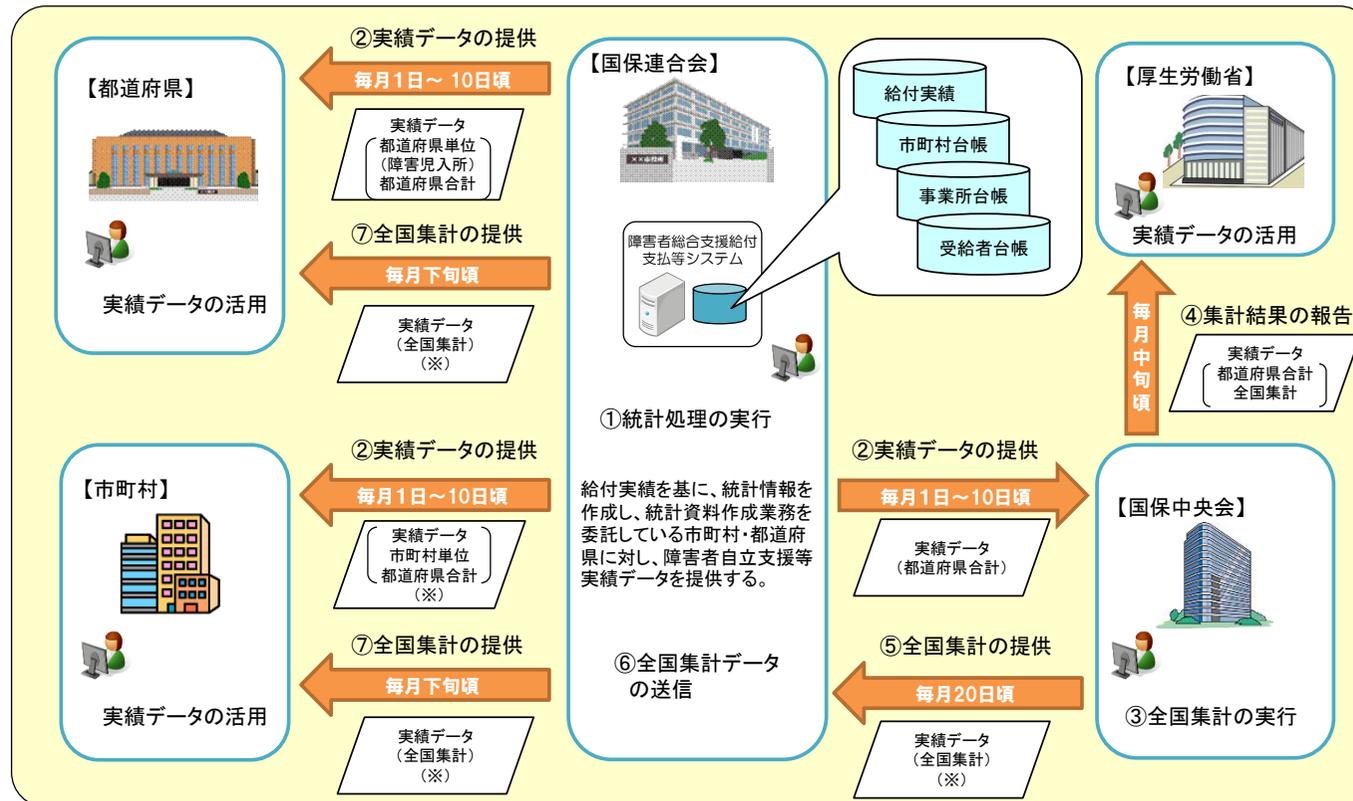
また、集計処理後に月遅れ請求や過誤再請求等されたデータについても集計対象外

2. 支払等システムにおける実績データの提供について

2.1. 実績データの提供フローについて

全国の国保連合会で出力された障害者自立支援等実績データは、統計資料作成業務を委託している市町村及び都道府県と国保中央会へ提供される。

また、国保中央会は、国保連合会から提供された実績データ(都道府県合計)を集計し、実績データ(全国集計)を作成し、国保連合会及び厚生労働省へ提供する。



※ 市町村への都道府県合計ファイルの提供及び市町村・都道府県への全国集計ファイルの提供については、平成28年4月サービス提供分より対応

図 2.1_1 実績データの提供フロー

実績データについて、毎月、サービス提供から3ヶ月分の確定した支払情報に基づき、集計された結果が国保連合会より提供される。

(平成 28 年 4 月サービス提供分の実績データは、平成 28 年 7 月に国保連合会から提供される。)



図 2.1.2 実績データの処理スケジュール

2.2. 提供ファイル一覧について

実績データとして提供されるファイルは以下のとおり。

表 2.2_1 提供ファイル一覧

項番	ファイル種類	ファイル種類名	内容	送信先／集計単位						周期	備考
				都道府県			市町村				
				(※7) 都道府県単位	都道府県合計	全国集計(※6)	市町村単位(※7)	(※6、※7) 都道府県合計	(※6、※7) 全国集計		
(1)	JKS_HP	受給者関係 (障害福祉サービス)	サービス提供年月における利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を「障害区分」「所得区分」「障害支援区分」別に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(2)	JKS_S0	受給者関係 (相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(3)	JKS_AC	受給者関係 (地域相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	

2.支払等システムにおける実績データの提供について

項番	ファイル種類	ファイル種類名	内容	送信先／集計単位						周期	備考
				都道府県			市町村				
				(※7) 都道府県単位	都道府県合計	全国集計(※6)	市町村単位(※7)	(※6、※7) 都道府県合計	(※6、※7) 全国集計		
(4)	JKS_HC	受給者関係 (障害児支援)	サービス提供年月における利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を「障害区分」「所得区分」別に集計した情報。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(5)	JKS_CS	受給者関係 (障害児相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(6)	OFS_HP	事業所・サービス種類 関係 (障害福祉サービス)	サービス提供年月における事業所数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び処遇改善助成金等を「サービス種類」「障害区分」「障害支援区分」別に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(7)	OFS_S0	事業所・サービス種類 関係 (相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(8)	OFS_AC	事業所・サービス種類 関係 (地域相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	

2.支払等システムにおける実績データの提供について

項番	ファイル種類	ファイル種類名	内容	送信先/集計単位						周期	備考
				都道府県			市町村				
				(※7) 都道府県単位	都道府県合計	全国集計(※6)	市町村単位(※7)	(※6、※7) 都道府県合計	(※6、※7) 全国集計		
(9)	OFS_HC	事業所・サービス種類 関係 (障害児支援)	サービス提供年月における事業所数、 年齢による分類ごとの利用者数及び 総費用額を「サービス種類」「障害区 分」別に集計した情報。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(10)	OFS_CS	事業所・サービス種類 関係 (障害児相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(11)	KST_HP	加算等集計 (障害福祉サービス、 相談支援、地域相談支 援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	※1
(12)	KST_HC	加算等集計 (障害児支援、障害児 相談支援)		○ ※2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	月次

2.支払等システムにおける実績データの提供について

項番	ファイル 種類	ファイル 種類名	内容	送信先／集計単位						周期	備考
				都道府県			市町村				
				(※7) 都道府県単位	都道府県合計	全国集計(※6)	市町村単位(※7)	(※6、※7) 都道府県合計	(※6、※7) 全国集計		
(13)	SHR_HP_K NG_A	利用者負担関係・障害 福祉サービス (金額分布)	サービス提供年月における利用者数 及び利用者負担額、または利用者負担 率の分布を「年齢による分類」「サー ビス種類による分類」「所得区分」別 に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(14)	SHR_HP_P CT_A	利用者負担関係・障害 福祉サービス (負担率分布)		—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(15)	SHR_HC_K NG_A	利用者負担関係・障害 児支援 (金額分布)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(16)	SHR_HC_P CT_A	利用者負担関係・障害 児支援 (負担率分布)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	月次	

2.支払等システムにおける実績データの提供について

項番	ファイル 種類	ファイル 種類名	内容	送信先／集計単位						周期	備考
				都道府県			市町村				
				(※7) 都道府県単位	都道府県合計	全国集計(※6)	市町村単位(※7)	(※6、※7) 都道府県合計	(※6、※7) 全国集計		
(17)	PREF_HP	市町村単位におけるサービス利用状況(概況) (障害福祉サービス)	サービス提供年月における利用者数等を「都道府県」「市町村」「サービス種類」別に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(18)	PREF_HC	市町村単位におけるサービス利用状況(概況) (障害児支援)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(19)	CITY	市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)	サービス提供年月における利用者数及び利用時間数等の分布を「都道府県」「市町村」「訪問系サービス種類・決定サービスコード」「障害支援区分」別に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	※4
(20)	CITY_INF 0	市町村マスタ	「市町村番号」「市町村名(漢字)」「有効開始日」「有効終了日」の情報。	—	◎	—	—	◎	—	月次	

2.支払等システムにおける実績データの提供について

項番	ファイル 種類	ファイル 種類名	内容	送信先／集計単位						周期	備考
				都道府県			市町村				
				(※7) 都道府県単位	都道府県合計	全国集計(※6)	市町村単位(※7)	(※6、※7) 都道府県合計	(※6、※7) 全国集計		
(21)	MSRV	複数サービスの利用 状況 (障害福祉サービス)	サービス提供年月における複数サービス利用者数を「サービス種類」別に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(22)	PAYM_HP	支給決定情報集計 (障害福祉サービス)	サービス提供年月における支給決定者数を「障害区分」「サービス種類」別に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(23)	PAYM_SO	支給決定情報集計 (相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(24)	PAYM_AC	支給決定情報集計 (地域相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(25)	PAYM_HC	支給決定情報集計 (障害児支援)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(26)	PAYM_CS	支給決定情報集計 (障害児相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	月次

2.支払等システムにおける実績データの提供について

項番	ファイル種類	ファイル種類名	内容	送信先/集計単位						周期	備考
				都道府県			市町村				
				(※7) 都道府県単位	都道府県合計	全国集計(※6)	市町村単位(※7)	(※6、※7) 都道府県合計	(※6、※7) 全国集計		
(27)	HPTKBN	障害程度区分の変更状況 (障害福祉サービス)	サービス提供年月における障害程度区分が変更になった受給者数を「旧障害程度区分」別に集計した情報。	—	◎	—	◎	◎	—	月次	※5
(28)	KKR_HP	個人ごとの状況 (障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	サービス提供年月における利用者個人ごとの決定支給量、利用実績、費用額を「サービス種類」別に集計した情報。	—	—	—	◎	—	—	月次	※6
(29)	KKR_HC	個人ごとの状況 (障害児支援、障害児相談支援)		◎	—	—	◎	—	—	月次	※6
(30)	OGS_HP	事業所ごとのサービス提供状況 (障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	サービス提供年月における事業所ごとの基本情報、単位数、利用者数及び提供量等を「サービス種類」別に集計した情報。	—	◎	—	—	—	—	月次	※6

2.支払等システムにおける実績データの提供について

項番	ファイル 種類	ファイル 種類名	内容	送信先／集計単位						周期	備考
				都道府県			市町村				
				(※7) 都道府県単位	都道府県合計	全国集計(※6)	市町村単位(※7)	(※6、※7) 都道府県合計	全国集計(※6、※7)		
(31)	OGS_HC	事業所ごとのサービス提供状況 (障害児支援、障害児相談支援)	サービス提供年月における事業所ごとの基本情報、単位数、利用者数及び提供量等を「サービス種類」別に集計した情報。	—	◎	—	—	—	—	月次	※6
(32)	AREA_HP	地域別のサービス提供と利用状況 (障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	サービス提供年月における事業所ごとの利用者数を「サービス種類」「市町村」別に集計した情報。	—	◎	—	—	—	—	月次	※6
(33)	AREA_HC	地域別のサービス提供と利用状況 (障害児支援、障害児相談支援)		—	◎	—	—	—	—	月次	※6

凡例：◎…送信対象、○…一部のファイルのみ送信対象、—…送信対象外

- ※1 サービス提供年月時点で有効なサービス種類コード単位に出力する。
 - ①平成 24 年 3 月以前の場合、31 ファイルを出力する。
 - ②平成 24 年 4 月以降の場合、23 ファイルを出力する。
- ※2 サービス提供年月が平成 24 年 3 月以前の場合、全サービス種類コードを送信対象とする。
サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降の場合、サービス種類コードが「71:障害児入所支援」「72:医療型障害児入所支援」のみを送信対象とする。
- ※3 サービス提供年月時点で有効なサービス種類コード単位に出力する。
 - ①平成 24 年 3 月以前の場合、14 ファイルを出力する。
 - ②平成 24 年 4 月以降の場合、7 ファイルを出力する。
- ※4 障害支援区分単位に「全体、区分1から区分6、区分なし(者)、区分なし(児)」の 9 ファイルを出力する。
- ※5 サービス提供年月が平成 26 年 4 月以降の場合、出力しない。
- ※6 サービス提供年月が平成 28 年 4 月以降の場合、出力する。
- ※7 国保連合会に統計資料作成を業務委託している場合、出力する。

3. 実績データの見方

3.1. 受給者関係（障害福祉サービス）

障害福祉サービスの請求明細書及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を「障害区分」「所得区分」「障害支援区分」別に出力する。

「障害区分」「所得区分」「障害支援区分」にはコード値として以下のとおり出力する
 ・障害区分…「O1：身体障害者」、「O2：知的障害者」、「O3：精神障害者」、「O4：障害児」、「O5：難病等対象者」
 ・所得区分…「O1：生活保護」、「O2：低所得1」、「O3：低所得2」、「O4：一般1」、「O5：一般2」、「O99：その他」
 ・障害支援区分…「21：区分1」、「22：区分2」、「23：区分3」、「24：区分4」、「25：区分5」、「26：区分6」、「99：なし」

利用者のうち、介護保険対象者及び特定旧法受給者の数を出力する

負担率は、空白とする

【都道府県名】●●県	【市	障害区分	所得区分	障害支援区分	障害支援区分補足	利用者数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	介護保険 対象者数	特定旧法 受給者数	総費用額	給付費	利用者 負担	高額 サービス費	特別 対策費	負担率	補足 給付費 総額	(内訳) 入所施設	(内訳) GH	自治体 助成費	
1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	1	1	21	0	0	133	0	0	0	2	14	45	56	16	16	2	7237432	7237432	0	0	0	0	10000	0	10000	0	
1	1	1	22	0	0	490	0	0	5	14	64	184	163	64	64	4	33039898	33039898	0	0	0	0	123040	43040	80000	0	
1	1	1	23	0	0	685	0	4	15	28	90	224	208	116	121	6	83914049	83914049	0	0	0	0	436453	216453	220000	0	
1	1	1	24	0	0	453	0	2	9	19	72	146	128	77	79	17	77433133	77433133	0	0	0	0	558038	368038	190000	0	
1	1	1	25	0	0	390	0	2	11	24	43	132	102	76	79	16	16100000	16100000	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	1	1	26	0	0	552	1	13	44	31	90	147	88	138	141	41	31000000	31000000	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	1	1	99	1	0	145	0	1	8	12	36	46	10	32	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	1	1	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	1	1	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(中略)																											
5	5	5	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	5	5	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

サービス提供年月の1日現在の年齢別の利用者数を出力する

「障害区分」「所得区分」「障害支援区分」「障害支援区分補足」の組み合わせごとに集計し、出力する
 利用者数は総数を出力し、総費用額及び給付費等については請求明細書の請求額集計欄、または特定障害者特別給付費（合計）の項目を集計し、出力する

「障害支援区分補足」は、「障害支援区分」が「99：なし」の場合、障害者は「1」、障害児は「2」を出力する

図 3.1.1 CSV出力イメージ_受給者関係(障害福祉サービス)

 **Point !** 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報

指定されたサービス提供年月を基に国保連合会に登録されている介護給付費等明細書情報を抽出し、利用者数等の集計を行う。

- ① 国保連合会が処理を行った時点で「市町村審査済」の介護給付費等明細書情報を対象とする。(点検エラー等により返戻となった介護給付費等明細書情報は集計対象外とする。)
- ② 国保連合会が処理を行った時点で過誤申立により取下げとなっている介護給付費等明細書情報は集計対象外とする。
- ③ 市町村保有給付実績情報交換処理により登録された介護給付費等明細書情報は集計対象外とする。

2. 受給者台帳情報

受給者の障害区分、障害支援区分、所得区分等の取得は、受給者台帳情報を参照する。

- ① 指定されたサービス提供年月の月末時点からみて最新の受給者台帳情報(基本情報、支給決定情報)を対象とする。
- ② 国保連合会が処理を行った時点で有効な受給者台帳情報を基に受給者の状態を判定する。(受給者台帳情報が訂正されている場合、訂正後の状態にて受給者の状態を判定する。また、受給者台帳情報が削除されている場合にはその受給者台帳情報は集計対象外とする。)

 **Point !** 利用者数の集計方法について

指定されたサービス提供年月時点で、サービス事業所から請求があった受給者を利用者数として集計する。

ただし、利用者数の集計において、請求が返戻となった受給者は集計対象外とする。

例えば、サービス提供年月に有効である受給者台帳に登録されている受給者が10名存在し、そのうち5名についてサービス事業所より請求があった場合、利用者数はサービス事業所から請求があった受給者5名として集計する。

**Point ! 障害支援区分の判定方法について**

1. 障害支援区分(新法)の取得
指定されたサービス提供年月の月末日を基準に、直近の異動年月日の受給者台帳情報に設定されている「障害支援区分コード」を当該受給者の障害支援区分とする。
ただし、障害支援区分認定有効期間が指定したサービス提供年月内に含まれない場合、障害支援区分は「99:なし」とする。
2. 障害支援区分(旧法)の取得
指定されたサービス提供年月の月末日を基準に、サービス種類ごとに直近の異動年月日の受給者台帳情報(支給決定情報)(支給期間に含まれるもの)に設定されている「旧障害程度区分等コード」を当該受給者の障害支援区分とする。
ただし、「旧障害程度区分等コード」の値が「04」～「06」(単価区分)の場合、値が設定されていないものとする。また、「旧障害程度区分等コード」が複数種類ある場合、コード値が最大のものとする。
3. 障害支援区分(新法)と障害支援区分(旧法)が両方取得できた場合
平成 24 年 3 月以前は、障害支援区分(旧法)を当該受給者の障害支援区分とする。
平成 24 年 4 月以降は、障害支援区分(新法)を当該受給者の障害支援区分とする。

※ 平成 26 年 3 月以前は「障害支援区分」を「障害程度区分」と読み替えること。

**Point ! その他の留意事項について**

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する可能性がある。
2. 同一受給者が複数事業所でサービスを利用した場合でも利用者数は 1 名として集計される。
3. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
4. 集計の対象は自県受給者分に限られる。
5. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は 1 名として集計される。

3.2. 受給者関係（相談支援）

障害福祉サービスの計画相談支援給付費請求書等及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を「障害区分」「所得区分」「障害支援区分」別に出力する。

受給者関係(相談支援)																								
【平成●●年●●月サービス提供分】																								
【都道府県名】●●県										【市町村名】●●市														
障害区分	所得区分	障害支援区分	障害支援区分補足	利用者数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	介護保険 対象者数	特定旧法 受給者数	総費用額	給付費	利用者 負担	高額 サービス費	特別 対策費	負担率	補足 給付費 総額	(内訳) 入所施設	(内訳) GH	自治体 助成費
1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	21	0	28	0	0	0	1	5	8	14	0	0	0	406318	406318	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	22	0	118	0	0	1	3	18	42	46	8	8	0	1921446	1921446	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	23	0	148	0	0	3	9	31	51	49	5	5	1	2356953	2356953	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	24	0	102	0	0	5	11	14	40	28	4	4	4	1673555	1673555	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	25	0	78	0	0	3	5	20	31	14	5	6	1	1208756	1208756	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	26	0	102	0	0	14	12	19	31	18	8	8	11	1591875	1591875	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	99	1	3	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	49397	49397	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(中略)																								
5	5	26	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	5	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	5	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

相談支援の場合、空白とする

図 3.2.1 CSV出力イメージ_受給者関係(相談支援)

 **Point!** 対象とするデータについて

1. 計画相談支援給付費請求書情報等

指定されたサービス提供年月を基に国保連合会に登録されている計画相談支援給付費請求書情報等を抽出し、利用者数等の集計を行う。

- ① 国保連合会が処理を行った時点で「市町村審査済」の計画相談支援給付費請求書情報等を対象とする。(点検エラー等により返戻となった計画相談支援給付費請求書情報等は集計対象外とする。)
- ② 国保連合会が処理を行った時点で過誤申立により取下げとなっている計画相談支援給付費請求書情報等は集計対象外とする。

2. 受給者台帳情報

※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

 **参照** 障害支援区分の判定方法について

障害支援区分の判定方法については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 障害支援区分の判定方法について」を参照してください。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.3. 受給者関係（地域相談支援）

障害福祉サービスの請求明細書及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を「障害区分」「所得区分」「障害支援区分」別に出力する。

受給者関係(地域相談支援)																								
【平成●●年●●月サービス提供分】																								
【都道府県名】 ●●県		【市町村名】 ●●市																						
障害区分	所得区分	障害支援区分	障害支援区分補足	利用者数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	介護保険 対象者数	特定旧法 受給者数	総費用額	給付費	利用者 負担	高額 サービス費	特別 対策費	負担率	補足 給付費 総額	(内訳) 入所施設	(内訳) GH	自治体 助成費
1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
1	1	21	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6582	6582							
1	1	22	0	6	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	50484	50484							
1	1	23	0	10	0	0	0	0	1	3	4	2	2	0	140495	140495								
1	1	24	0	7	0	0	0	1	1	3	1	1	1	2	30722	30722								
1	1	25	0	8	0	0	1	2	2	1	1	1	1	0	87804	87804								
1	1	26	0	16	0	0	3	2	3	3	5	0	0	4	306246	306246								
1	1	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
1	1	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
(中略)																								
5	5	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
5	5	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
5	5	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
5	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
5	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
5	99	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
5	99	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
5	99	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
5	99	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
5	99	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
5	99	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
5	99	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
5	99	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
5	99	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								

地域相談支援の場合、空白とする

図 3.3_1 CSV出力イメージ_受給者関係(地域相談支援)

 **参照** 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 受給者台帳情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

 **参照** 障害支援区分の判定方法について

障害支援区分の判定方法については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 障害支援区分の判定方法について」を参照してください。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.4. 受給者関係（障害児支援）

障害児支援の請求明細書及び障害児支援受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を「障害区分」「所得区分」別に出力する。

受給者関係(障害児支援)		障害児支援の場合、空白とする																							
【平成●●年●●月サービス提供分】																									
【都道府県名】●●県 【市町村名】●●市																									
障害区分	所得区分	障害支援区分	障害支援区分補足	利用者数	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	介護保険対象者数	特定旧法受給者数	総費用額	給付費	利用者負担	高額サービス費	特別対策費	負担率	補足給付費総額	(内訳)入所施設	(内訳)GH	自治体助成費	
1	1			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	2			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	3			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	4			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	5			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	99			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	1			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	2			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	3			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	4			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	5			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	99			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	1			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	2			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	3			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	4			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	5			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	99			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	1			318	310	8	0	0	0	0	0	0			45098153	45098153	0	0	0	0	150524	150524	0	0	
4	2			641	625	16	0	0	0	0	0	0			90173583	90173583	0	0	0	0	163622	163622	0	0	
4	3				216										30480878	30480878	0	0	0	0	95390	95390	0	0	
4	4															32733	10783998	0	0	0	0	766643	766643	0	0
4	5															373	2984799	0	0	0	0	30008	30008	0	0
4	99																				0	0	0	0	0
5	1			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	2			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	3			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	4			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	5			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	99			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

「障害区分」「所得区分」の組み合わせごとの利用者数、総費用額及び給付費等の集計値を出力する

図 3.4.1 CSV出力イメージ_受給者関係(障害児支援)

**Point!** 対象とするデータについて

1. 障害児給付費等明細書情報

指定されたサービス提供年月を基に国保連合会に登録されている障害児給付費等明細書情報を抽出し、利用者数等の集計を行う。

- ① 国保連合会が処理を行った時点で「市町村審査済」の障害児給付費等明細書情報を対象とする。(点検エラー等により返戻となった障害児給付費等明細書情報は集計対象外とする。)
- ② 国保連合会が処理を行った時点で過誤申立により取下げとなっている障害児給付費等明細書情報は集計対象外とする。
- ③ 市町村保有給付実績情報交換処理により登録された障害児給付費等明細書情報は集計対象外とする。

2. 障害児支援受給者台帳情報

受給者の障害区分、所得区分等の取得は、障害児支援受給者台帳情報を参照する。

- ① 指定されたサービス提供年月の月末時点からみて最新の障害児支援受給者台帳情報(基本情報、支給決定情報)を対象とする。
- ② 国保連合会が処理を行った時点で有効な障害児支援受給者台帳情報を基に受給者の状態を判定する。(障害児支援受給者台帳情報が訂正されている場合、訂正後の状態にて受給者の状態を判定する。また、障害児支援受給者台帳情報が削除されている場合にはその障害児支援受給者台帳情報は集計対象外とする。)

**参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

**参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.5. 受給者関係（障害児相談支援）

障害児支援の障害児相談支援給付費請求書、特例障害児相談支援給付費請求書及び障害児支援受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を「障害区分」「所得区分」別に出力する。

受給者関係(障害児相談支援)		障害児相談支援の場合、空白とする																						
【平成●●年●●月サービス提供分】																								
【都道府県名】●●県		【市町村名】●●市																						
障害区分	所得区分	障害支援区分	障害支援区分補足	利用者数	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	介護保険対象者数	特定旧法受給者数	総費用額	給付費	利用者負担	高額サービス費	特別対策費	負担率	補足給付費総額	(内訳)入所施設	(内訳)GH	自治体助成費
1	1			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
1	2			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
1	3			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
1	4			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
1	5			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
1	99			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
2	1			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
2	2			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
2	3			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
2	4			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
2	5			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
2	99			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
3	1			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
3	2			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
3	3			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
3	4			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
3	5			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
3	99			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
4	1			38	38	0	0	0	0	0	0	0			629933	629933								
4	2			51	51	0	0	0	0	0	0	0			845386	845386								
4	3			22	22	0	0	0	0	0	0	0			339268	339268								
4	4			274	267	7	0	0	0	0	0	0			4523326	4523326								
4	5			26	24	2	0	0	0	0	0	0			401775	401775								
4	99			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
5	1			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
5	2			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
5	3			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
5	4			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
5	5			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								
5	99			0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0								

障害児相談支援の場合、空白とする

図 3.5_1 CSV出力イメージ_受給者関係(障害児相談支援)

**Point!** 対象とするデータについて

1. 障害児相談支援給付費請求書等情報
指定されたサービス提供年月を基に国保連合会に登録されている障害児相談支援給付費請求書等情報を抽出し、利用者数等の集計を行う。
 - ① 国保連合会が処理を行った時点で「市町村審査済」の障害児相談支援給付費請求書等情報を対象とする。(点検エラー等により返戻となった障害児相談支援給付費請求書等情報は集計対象外とする。)
 - ② 国保連合会が処理を行った時点で過誤申立により取下げとなっている障害児相談支援給付費請求書等情報は集計対象外とする。
2. 障害児支援受給者台帳情報
※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

**参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

**参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.6. 事業所・サービス種類関係（障害福祉サービス）

障害福祉サービスの請求明細書、受給者台帳及び事業所台帳を基に、指定したサービス提供年月における事業所数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び処遇改善助成金等を「サービス種類」「障害区分」「障害支援区分」別に出力する。

事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス) 【平成●●年●●月サービス提供分】		【都道府県 ●●県 【市町村名 ●●市		サービス種類		障害区分		障害支援区分		事業所		法人種別												
サービス種類	サービス種類補足	障害区分	障害支援区分	事業所	事業所	社会福祉法人(社協以外)	社会福祉法人(社協)	医療法人	民法法人(社団・財団)	営利法人	非営利法人(NPO)	農協	生協	その他法人	地方公共団体(都道府県)	地方公共団体(市町村)	地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)	非法人	国立施設	その他				
11		1	1	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
11																								
11																								
11																								
(中略)																								
24		2	1	2	2	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
24		2	2	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
24		2	3	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
24		2	21	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
24		2	22	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(中略)																								
33	1	5	25	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
33	1																							
33	1																							
33	2																							
33	2																							
33	2																							
33	2																							
33	2																							

「障害区分」、「障害支援区分」にはコード値として以下のとおり出力する
 ・障害区分…「01：身体障害者」、「02：知的障害者」、「03：精神障害者」、「04：障害児」、「05：難病等対象者」
 ・障害支援区分…「21：区分1」、「22：区分2」、「23：区分3」、「24：区分4」、「25：区分5」、「26：区分6」、「99：なし」

自県に所在する事業所を対象として集計する

「サービス種類」が「24:短期入所」の場合、サービスを提供した事業所が「1:福祉型」、「2:医療型」の事業所数を出力する

「サービス種類補足」には、「サービス種類」に応じて以下のとおり出力する
 ・「24:短期入所」の場合、「短期入所」全体は未設定、「短期入所（福祉型）」は「1」、「短期入所（医療型）」は「2」
 ・「33:共同生活援助」の場合、施設等の区分（コード値）
 ・「41:自立訓練（機能訓練）」、「42:自立訓練（生活訓練）」の場合、「自立訓練」全体は未設定、「自立訓練（通所型）」は「1」、「自立訓練（訪問型）」は「2」

事業所数、処遇改善助成金について、障害区分及び障害支援区分ごとの集計は行わないため、同一のサービス種類においては各行に同じ値を出力する

図 3.6_1 CSV出力イメージ__事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)

自県に所在する事業所及び自県の受給者を対象として集計する
サービス提供年月の1日現在の年齢別の利用者数を出力する

利用者数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	(再掲)受 託居宅介 護サービ ス利用者 数	総費用額	処遇改善 助成金 (事業所 数)	(再掲)処 遇改善助 成金(事 業所数) 減算なし	(再掲)処 遇改善助 成金(事 業所数)1 0%減算 (定量的 要件)	(再掲)処 遇改善助 成金(事 業所数)1 0%減算 (キャリア パス要件)	(再掲)処 遇改善助 成金(事 業所数)2 0%減算	処遇改善 助成金 (交付額)	(再掲)処 遇改善助 成金(交 付額)減 算なし事 業所分	(再掲)処 遇改善助 成金(交 付額)1 0%減算 (定量的 要件)事 業所分	(再掲)処 遇改善助 成金(交 付額)1 0%減算 (キャリア パス要件) 事業所分	(再掲)処 遇改善助 成金(交 付額)2 0%減算 事業所分	補足給付 費	事業所数	利用者数	給付費請 求額	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(中略)																									
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(中略)																									
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	260108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

自県を受給者を対象として集計する

指定事業所は、自県に所在する事業所を対象として集計する
基準該当事業所は自県、または他県に所在し、かつ自県の受給者が利用した
事業所を対象として集計する

「サービス種類」「障害区分」「障害支援区分」の組み合わせごとの特定障害者
特別給付費・給付費請求額が1円以上の受給者数及び総額を出力する

図 3.6_2 CSV出カイメージ__事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)

**Point!** 対象とするデータについて

1. 介護給付費等請求書等情報

※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

2. 受給者台帳情報

※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

3. 事業所台帳情報、全国事業所台帳

事業所の法人等種別コード、指定／基準該当等事業所区分コード、施設等の区分、処遇改善助成金キャリアパス区分等の取得は、事業所台帳情報及び全国事業所台帳(以下、事業所台帳情報という。)を参照する。

① 指定されたサービス提供年月の月末時点からみて最新の事業所台帳情報(基本情報、サービス情報)を対象とする。

② 国保連合会が処理を行った時点で有効な事業所台帳情報を基に事業所の状態を判定する。

(事業所台帳情報が訂正されている場合、訂正後の状態にて事業所の状態を判定する。また、事業所台帳情報が削除されている場合にはその事業所台帳情報は集計対象外とする。)

**参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

**参照** 障害支援区分の判定方法について

障害支援区分の判定方法については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 障害支援区分の判定方法について」を参照してください。



Point ! 基準該当事業所における処遇改善助成金の集計方法について

処遇改善助成金の集計を行う場合、基準該当事業所については、事業所数と交付額で集計対象が異なる。

処遇改善助成金(事業所数)は、自県に所在地を持つ事業所を対象とするが、処遇改善助成金(交付額)は自県、または他県に所在地を持ち、かつ自県の受給者が利用した事業所を対象として集計する。

処遇改善助成金の集計は、サービス提供年月が平成 24 年 3 月までとなる。

※処遇改善加算は、処遇改善助成金として集計を行わない。

Point! (再掲) 処遇改善助成金の集計方法について

処遇改善助成金(事業所数)及び処遇改善助成金(交付額)の(再掲)については、指定されたサービス提供年月の末日時点における有効な事業所台帳情報(サービス)及び障害児施設台帳情報(サービス)の処遇改善助成金キャリアパス区分を基に集計を行う。

ただし、都道府県から送付される事業所訂正連絡票情報(サービス情報)により、支払点検時と「障害者自立支援等実績データ抽出」処理の実行時で処遇改善助成金交付の有無に変更があった場合、(再掲)として集計されないことがある。

処遇改善助成金の集計は、サービス提供年月が平成24年3月までとなる。

※処遇改善加算は、処遇改善助成金として集計を行わない。

(例) 支払点検時に「11:居宅介護」の処遇改善助成金交付の有無が「2:有り」であった事業所台帳情報に対して、「障害者自立支援等実績データ抽出」処理の実行時までには処遇改善助成金交付の有無が「1:無し」へ変更された場合

サービス種類コード	障害区分コード	障害程度区分コード	処遇改善助成金(事業所数)	(再掲) 処遇改善助成金(事業所数) 減算なし	(再掲) 処遇改善助成金(事業所数) 10%減算(定量的要件)	(再掲) 処遇改善助成金(事業所数) 10%減算(キャリアパス要件)	(再掲) 処遇改善助成金(事業所数) 20%減算	処遇改善助成金(交付額)	(再掲) 処遇改善助成金(交付額) 減算なし(事業所分)	(再掲) 処遇改善助成金(交付額) 10%減算(定量的要件) 事業所分	(再掲) 処遇改善助成金(交付額) 10%減算(キャリアパス要件) 事業所分	(再掲) 処遇改善助成金(交付額) 20%減算 事業所分
11	01	01	5	2	1	0	1	11000	6000	1800	0	1600
11	01	02	5	2	1	0	1	11000	6000	1800	0	1600
11	01	03	5	2	1	0	1	11000	6000	1800	0	1600
11	01	21	5	2	1	0	1	11000	6000	1800	0	1600
11	01	22	5	2	1	0	1	11000	6000	1800	0	1600

処遇改善助成金(事業所数)は、(再掲) 処遇改善助成金(事業所数)を合計した事業所数と等しくなりません。

処遇改善助成金(交付額)は、(再掲) 処遇改善助成金(交付額)を合計した金額と等しくなりません。

▲(再掲)として集計されない場合のファイルイメージ



Point ! 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について

都道府県合計の CSV ファイルと市町村単位の CSV ファイルの合計を比較した場合、事業所数及び1人当たりの平均値に差異が発生する。差異が発生する様式及び項目は以下のとおり。

(1) 事業所数の不一致

No.	様式	項目
1	事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス) 事業所・サービス種類関係(相談支援) 事業所・サービス種類関係(地域相談支援) 事業所・サービス種類関係(障害児支援) 事業所・サービス種類関係(障害児相談支援)	・事業所数
		・処遇改善助成金(事業所数)
		・処遇改善助成金(事業所数)(再掲)減算なし
		・処遇改善助成金(事業所数)(再掲)10%減算(定量的要件)
		・処遇改善助成金(事業所数)(再掲)10%減算(キャリアパス要件)
		・処遇改善助成金(事業所数)(再掲)20%減算
2	加算等集計(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援) 加算等集計(障害児支援、障害児相談支援)	・事業所数

例) 加算等集計 ※N県の実績データ

市町村	受給者	事業所
A市	a	a事業所
	b	b事業所
	c	c事情所
B市	d	a事業所
	e	c事情所
C市	f	b事業所
	g	d事業所



市町村別集計	
市町村	事業所数
A市	3
B市	2
C市	2

計7

都道府県合計	
都道府県	事業所数
N県	4

不一致になる

(2) 1人当たりの平均値(切り捨て、四捨五入)の不一致

No.	様式	項目
1	市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)	・1人当たりの平均利用時間数/平均利用日数
2	市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)	・1人当たりの平均利用時間 ・1人当たりの平均費用額

例) 小数点第2位四捨五入

市町村	時間	人数	1人当たりの平均時間数
A市	10	3	3.4
B市	20	5	4.0
C市	10	4	2.5
D市	6	3	2.0

3.0 (A市+B市+C市+D市/4)

都道府県合計

N県	46	15	3.1
----	----	----	-----

不一致になる

**Point !** 自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法について

自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)のサービスにおける(再掲)として、通所と訪問の利用者数等については、明細書の請求内容により、次のように取扱い集計する。

1. 通所型の本体報酬を算定した場合
(通所)としてカウントする。
2. 訪問型の本体報酬を算定した場合
(訪問)としてカウントする。
3. 加算を算定した場合
 - ① 併せて本体報酬(通所型のみ)を算定した場合
(通所)としてカウントする。
 - ② 併せて本体報酬(訪問型のみ)を算定した場合
(訪問)としてカウントする。
 - ③ 併せて本体報酬(通所型及び訪問型)を算定した場合
(通所)としてカウントする。
 - ④ 加算のみ算定した場合
(通所)としてカウントする。

※(通所)と(訪問)を併用した場合は、それぞれ利用人数としてカウントされるため、利用人数の合計が自立訓練の全体合計と合わない場合がある。

**Point!** その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する可能性がある。
2. 同一受給者が複数事業所でサービスを利用した場合でも利用者数は1名として集計される。
3. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
4. 同一の受給者が複数種類のサービスを利用した場合、それぞれのサービス種類に集計される。
5. 集計の対象は自県受給者分に限られる。
6. 集計の対象は自県に所在地を持つ事業所に限られる。
7. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は1名として集計される。

 **参照** 対象とするデータについて

1. 計画相談支援給付費請求書情報等
※ P. 18「3. 2. 受給者関係(相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 受給者台帳情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
3. 事業所台帳情報、全国事業所台帳
※ P. 27「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

 **参照** 障害支援区分の判定方法について

障害支援区分の判定方法については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 障害支援区分の判定方法について」を参照してください。

 **参照** 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について

都道府県合計と市町村単位の合計の差異については、P. 30「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について」を参照してください。

**Point !** その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する可能性がある。
2. 同一受給者が複数事業所でサービスを利用した場合でも利用者数は1名として集計される。
3. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
4. 集計の対象は自県受給者分に限られる。
5. 集計の対象は自県に所在地を持つ事業所に限られる。
6. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は1名として集計される。

 **参照** 対象とするデータについて

1. 介護給付費等請求書情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 受給者台帳情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
3. 事業所台帳情報、全国事業所台帳
※ P. 27「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

 **参照** 障害支援区分の判定方法について

障害支援区分の判定方法については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 障害支援区分の判定方法について」を参照してください。

 **参照** 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について

都道府県合計と市町村単位の合計の差異については、P. 30「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について」を参照してください。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 33「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.9. 事業所・サービス種類関係（障害児支援）

障害児支援の請求明細書、障害児支接受給者台帳及び障害児施設台帳を基に、指定したサービス提供年月における事業所数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び処遇改善助成金等を「サービス種類」「障害区分」別に出力する。

事業所・サービス種類関係(障害児支援)										利用者数										総費用額										処遇改善助成金										その他									
【平成●●年●●月サービス提供分】																																																	
【都道府県名】●●●県 【市町村名】●●●市																																																	
サービス種類	サービス種類補足	障害区分	障害支援区分	事業所数		法人種別					利用者数	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	(再掲)受託居宅介護サービス利用者数	総費用額	処遇改善助成金(事業所数)	(再掲)処遇改善助成金(事業所数)10%減算(定量的要件)	(再掲)処遇改善助成金(事業所数)10%減算(キャリアパス要件)	(再掲)処遇改善助成金(事業所数)10%減算	処遇改善助成金(交付額)	(再掲)処遇改善助成金(交付額)10%減算(定量的要件)事業所分	(再掲)処遇改善助成金(交付額)10%減算(キャリアパス要件)事業所分	(再掲)処遇改善助成金(交付額)20%減算事業所分	処遇改善助成金(交付額)	事業所数	利用者数	給付費請求額																
				総数	指定事業所数	基準該当事業所数	(再掲)短期入所(福祉型)	(再掲)短期入所(医療型)	社会福祉法人(社協以外)	社会福祉法人(社協)																								医療法人	民(社)														
11		1		0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
11		2		0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
11		3		0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
(中略)										(中略)										(中略)										(中略)																			
61		2		155	155	0				23	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
61		3		155	155	0				23	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
61		4		155	155	0				23	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
61		5		155	155	0				23	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
62		1		4	4	0				1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
62		2		4	4	0				1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
62		3		4	4	0				1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
62		4		4	4	0				1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
62		5		4	4	0				1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
63		1		267	267	0				40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
63		2		267	267	0				40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
63		3		267	267	0				40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
63		4		267	267	0				40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
63		5		267	267	0				40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
64		1		11	11	0				7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
64		2		11	11	0				7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
64		3		11	11	0				7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
64		4		11	11	0				7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
64		5		11	11	0				7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
71		1		8	8	0				7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
71		2		8	8	0				7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
71		3		8	8	0				7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
71		4		8	8	0				7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
71		5		8	8	0				7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
72		1		8	8	0				4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
72		2		8	8	0				4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
72		3		8	8	0				4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
72		4		8	8	0				4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
72		5		8	8	0				4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											

図 3.9_1 CSV出力イメージ_事業所・サービス種類関係(障害児支援)

**Point!** 対象とするデータについて

1. 障害児給付費等請求書等情報

※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

2. 障害児支援受給者台帳情報

※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

3. 障害児施設台帳情報

事業所の法人等種別コード、指定／基準該当等事業所区分コード、施設等の区分、処遇改善助成金キャリアパス区分等の取得は、障害児施設台帳情報を参照する。

① 指定されたサービス提供年月の月末時点からみて最新の障害児施設台帳情報(基本情報、サービス情報)を対象とする。

② 国保連合会が処理を行った時点で有効な障害児施設台帳情報を基に事業所の状態を判定する。

(障害児施設台帳情報が訂正されている場合、訂正後の状態にて事業所の状態を判定する。また、障害児施設台帳情報が削除されている場合にはその障害児施設台帳情報は集計対象外とする。)

**参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

**参照** 基準該当事業所における処遇改善助成金の集計方法について

基準該当事業所における処遇改善助成金の集計方法については、P. 28「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 基準該当事業所における処遇改善助成金の集計方法について」を参照してください。

 **参照** (再掲)処遇改善助成金の集計方法について

(再掲)処遇改善助成金の集計方法については、P. 29「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! (再掲)処遇改善助成金の集計方法について」を参照してください。

 **参照** 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について

都道府県合計と市町村単位の合計の差異については、P. 30「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について」を参照してください。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 33「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.10. 事業所・サービス種類関係（障害児相談支援）

障害児支援の障害児相談支援給付費請求書、特例障害児相談支援給付費請求書、障害児支援受給者台帳及び障害児施設台帳を基に、指定したサービス提供年月における事業所数、年齢による分類ごとの利用者数及び総費用額を「サービス種類」「障害区分」別に出力する。

サービス種類		障害区分	障害支援区分	事業所数	法人種別				利用者数	年齢による分類							総費用額	減算関係				事業所数	利用者数	給付費請求額										
サービス種類	サービス種類補足	障害区分	障害支援区分	事業所数	指定事業所数	基準該当事業所数	(再掲)短期入所(福祉型)	(再掲)短期入所(医療型)	社会福祉法人(社協以外)	社会福祉法人(社協)	医療法人	利用者数	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	(再掲)受託居宅介護サービス利用者数	総費用額	処遇改善助成金(事業所数)	(再掲)処遇改善助成金(事業所数)減算なし	(再掲)処遇改善助成金(事業所数)10%減算(定量的要件)	(再掲)処遇改善助成金(事業所数)20%減算(キャリアパス要件)	(再掲)処遇改善助成金(交付額)	(再掲)処遇改善助成金(交付額)10%減算(要件)事業所分	(再掲)処遇改善助成金(交付額)10%減算(キャリアパス要件)事業所分	(再掲)処遇改善助成金(交付額)20%減算事業所分	事業所数	利用者数	給付費請求額	
55	1			67	67	0		21	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
55	2			67	67	0		21	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
55	3			67	67	0		21	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
55	4			67	67	0		21	0	0	3	411	402	9	0	0	0	0	0	0	0	6739688												
55	5			67	67	0		21	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													

障害児相談支援の場合、空白とする

図 3.10_1 CSV出力イメージ__事業所・サービス種類関係(障害児相談支援)

 **参照** 対象とするデータについて

1. 障害児相談支援給付費請求書等情報
※ P. 24「3. 5. 受給者関係(障害児相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 障害児支援受給者台帳情報
※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
3. 障害児施設台帳情報
※ P. 40「3. 9. 事業所・サービス種類関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

 **参照** 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について

都道府県合計と市町村単位の合計の差異については、P. 30「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について」を参照してください。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 36「3. 7. 事業所・サービス種類関係(相談支援)」-「Point! その他留意事項について」を参照してください。

3.11. 加算等集計（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等を基に、指定したサービス提供年月におけるサービス単位数、算定回数、費用額、利用者数及び事業所数等を「サービス種類」別に出力する。

12. 自立訓練（生活訓練）
【平成●●年●●月サービス提供分】

「サービス種類」「サービス項目コード」のサービス内容名称を出力する

基本部分、かつサービス種類コード「41:自立訓練（機能訓練）」「42：自立訓練（生活訓練）」
「43：就労移行支援」及び「44：就労移行支援（養成施設）」の場合、出力する

基本部分	サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	利用者数のうち、標準利用期間超過減算対象者数	事業所数	
イ 生活訓練サービス費（Ⅰ）	42	(1) 定員20人以下	1151	1065669	1419	11531239	87	0	15
		(2) 定員21人以上40人以下	1111	508666	766	5421891	51	0	10
		(3) 定員41人以上60人以下							5
		(4) 定員61人以上80人以下		289835	455	3096984	27	0	0
		(5) 定員81人以上							0
ロ 生活訓練サービス費（Ⅱ）	42	(1) 1時間未満						2	
		(2) 1時間以上						4	
ホ 基準該当生活訓練サービス費								0	
加算部分	サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数		
利用者負担上限額管理加算	42	5010	0	0	0				
初期加算	42	5050	4680	156	5				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	42	5060	0	0					
食事提供体制加算	42	イ 食事提供体制加算（Ⅰ）	5070	10272	214	11			
		ロ 食事提供体制加算（Ⅱ）	5071	10020	334	106672	21	8	
短期滞在加算	42	イ 短期滞在加算（Ⅰ）	5220	0	0	0	0	0	
		ロ 短期滞在加算（Ⅱ）	5221	0	0	0	0	0	
精神障害者退院支援施設加算	42	イ 精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）	5230	0	0	0	0	0	
		ロ 精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）	5231	0	0	0	0	0	
福祉専門職員配置等加算	42	イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	6037	15000	1000	160965	67	8	
		ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	6035	6470	647	69427	42	8	
		ハ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6036	2922	487	31444	29	6	
欠席時対応加算	42	6040	12408	132	134693	55	17		
医療連携体制加算	42	イ 医療連携体制加算（Ⅰ）	6065	0	0	0	0	0	
		ロ 医療連携体制加算（Ⅱ）	6066	0	0	0	0	0	
		ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）	9992	0	0	0	0	0	
		ニ 医療連携体制加算（Ⅳ）	6068	0	0	0	0	0	
看護職員配置加算（Ⅰ）	42	6640	3078	171	31218	10	1		
送迎加算	42	イ 送迎加算（Ⅰ）	6590	4968	184	52174	5	2	
		ロ 送迎加算（Ⅱ）	6591	3328	256	36236	10	2	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	42	7590	0	0	0	0	0		
福祉・介護職員処遇改善加算	42	イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	6710	46816	103	508509	103	12	
		指定障害者支援施設が行った場合	6711	2781	4	28176	4	1	
		ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	6665	4700	19	50734	19	5	
		指定障害者支援施設が行った場合	6666	405	1	4410	1	1	
		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	6670	342	3	3621	3	1	
		指定障害者支援施設が行った場合	6671	0	0	0	0	0	
		ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	6675	0	0	0	0	0	
		指定障害者支援施設が行った場合	6676	0	0	0	0	0	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	6685	502	5	5314	5	2	
		指定障害者支援施設が行った場合	6686	0	0	0	0	0	

複数のサービス項目コードが該当する場合、サービスコード表上の最小のサービス項目コードを出力する

複数の行を合算している場合、最初の行に値を出力し、それ以降は空白とする

図 3.11_1 CSV出力イメージ_加算等集計（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）

**Point!** 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 計画相談支援給付費請求書情報等
※ P. 18「3. 2. 受給者関係(相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
3. サービス提供実績記録票情報
指定されたサービス提供年月を基に国保連合会に登録されているサービス提供実績記録票情報を抽出し、単位数等を集計する。
 - ① 国保連合会が処理を行った時点で「市町村審査済」のサービス提供実績記録票情報を対象とする。(点検エラー等により返戻となったサービス提供実績記録票情報は集計対象外とする。)
 - ② 国保連合会が処理を行った時点で過誤申立により取下げとなっている介護給付費等明細書情報に対応するサービス提供実績記録票情報は集計対象外とする。

**参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

**Point!** 加算等の費用額の求め方について

加算等の費用額については、以下のよう求める。

1. 地域区分別単価の場合
介護給付費等明細書情報の集計情報レコードにおいて、介護給付費等明細書情報のサービス種類コード単位に最大の単価を取得し、介護給付費等明細書情報の明細情報レコード単位にサービス単位数×(上記で取得した)単価とし、小数点以下を切り捨てて費用額を求める。

※以下に該当する介護給付費等明細書情報が存在する場合、本来の請求に比べ若干の誤差が生じる可能性がある。

- 1 通の介護給付費等明細書情報内において「旧指定特定身体障害者入所授産施設」における通所サービス及び「旧指定特定身体障害者通所授産施設」における通所サービスの両方を請求している場合
- 1 通の介護給付費等明細書情報内において「旧指定知的障害者入所更生施設」における通所サービス及び「旧指定知的障害者通所更生施設」の通所サービスの両方を請求している場合

2. 地域区分別単価ではない場合

介護給付費等明細書情報の明細情報レコード単位にサービス単位数×10円で算定する。



Point ! 重度障害者等包括支援に関する加算等の求め方について

重度障害者等包括支援に関する加算等については、以下のよう求める。

1. サービス提供年月が平成24年3月以前の求め方

① 特別地域加算の算定回数、サービス単位数及び費用額の算出方法

特別地域加算のサービス単位数は、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の基本情報レコードの重度包括・実績単位数(単位)から明細情報レコードの重度包括・単位数の和を除いて求める。算出した結果がマイナス値となった場合は、0(加算は算定されていないもの)として扱う。

特別地域加算の算定回数は、上記で求めたサービス単位数が0以上の場合、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の基本情報レコードの件数を算定回数とする。

特別地域加算の費用額については、上記で求めたサービス単位数に介護給付費等明細書情報の集計情報レコードより取得した請求額集計欄・単位数単価を乗じて(小数点以下は切り捨て)求める。

② 基本部分の算定回数、サービス単位数及び費用額の算出方法

基本部分の算定回数は、介護給付費等明細書情報の明細情報レコードの件数とする。

基本部分のサービス単位数は、介護給付費等明細書情報の明細情報レコードのサービス単位数から特別地域加算の単位数を除いて求める。

基本部分の費用額は、上記で求めたサービス単位数に介護給付費等明細書情報の集計情報レコードより取得した請求額集計欄・単位数単価を乗じて(小数点以下は切り捨て)求める。

③ 重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)が提出されていない場合

サービス提供実績記録票が提出されていない場合、基本部分のみを集計する。この場合、基本部分のサービス単位数及び費用額には特別地域加算分を含めて集計する。

④ 1 通の介護給付費等明細書情報に、「重度包括支援Ⅰ」と「重度包括支援Ⅱ」の両方が算定されている場合

「重度包括支援Ⅰ」が算定されているもの(単位数、請求額は合算)として、集計を行う。

2. サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降の求め方

① 喀痰吸引等支援体制加算の算定回数、サービス単位数及び費用額の算出方法

喀痰吸引等支援体制加算の算定回数は、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の明細情報レコードの重度包括・加算が「早朝・喀痰吸引等」「喀痰吸引等」「夜間・喀痰吸引等」及び「深夜・喀痰吸引等」の回数の和を算定回数として求める。

喀痰吸引等支援体制加算のサービス単位数は、算出した算定回数に 100 単位を乗じて求める。

喀痰吸引等支援体制加算の費用額は、上記で求めたサービス単位数に介護給付費等明細書情報の集計情報レコードより取得した請求額集計欄・単位数単価を乗じて(小数点以下は切り捨て)求める。

② 特別地域加算の算定回数、サービス単位数及び費用額の算出方法

特別地域加算は、受給者台帳(支給決定情報)の決定サービスコードに「140908:重度包括支援加算特別地域加算対象者」が存在する場合に求める。

特別地域加算の算定回数は、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の基本情報レコードの件数とする。

特別地域加算のサービス単位数は、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の明細情報レコードから居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の単位数の和を求める。算出した単位数に15/100を乗じて(小数点以下は四捨五入)求める。

特別地域加算の費用額は、上記で求めたサービス単位数に介護給付費等明細書情報の集計情報レコードより取得した請求額集計欄・単位数単価を乗じて(小数点以下は切り捨て)求める。

③ 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の算定回数、サービス単位数及び費用額の算出方法

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算は、福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の有無が「2:有り」の場合に求める。

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の算定回数は、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の基本情報レコードの件数とする。

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算のサービス単位数は、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の明細情報レコードの単位数の和に特別地域加算の単位数を加えて求める。

算出した単位数に単位数表マスタより取得した処遇改善(特別)加算率を乗じて(小数点以下は切り捨て)求める。

なお、福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分が「2:Ⅳ(キャリアパス要件、定量的要件)」(※1)、「3:Ⅲ(キャリアパス要件)」(※2)、または「4:Ⅲ(定量的要件)」(※3)の場合、上記で算出したサービス単位数に単位数表マスタより取得した処遇改善減算率を乗じて(小数点以下は切り捨て)求める。

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の費用額は、上記で求めたサービス単位数に介護給付費等明細書情報の集計情報レコードより取得した請求額集計欄・単位数単価を乗じて(小数点以下は切り捨て)求める。

※1 サービス提供年月が平成27年3月以前は、「2:Ⅲ(キャリアパス要件、定量的要件)」。

※2 サービス提供年月が平成27年3月以前は、「3:Ⅱ(キャリアパス要件)」。

※3 サービス提供年月が平成27年3月以前は、「4:Ⅱ(定量的要件)」。

④ 基本部分の算定回数、単位数及び費用額の算出方法

基本部分の算定回数は、介護給付費等明細書情報の基本情報レコードの件数とする。

基本部分のサービス単位数は、介護給付費等明細書情報の明細情報レコードのサービス単位数から喀痰吸引等支援体制加算のサービス単位数、特別地域加算のサービス単位数及び福祉・介護職員処遇改善(特別)加算のサービス単位数を除いて求める。

基本部分の費用額は、介護給付費等明細書情報の集計情報レコードから取得した請求額集計欄・総費用額より喀痰吸引等支援体制加算の費用額、特別地域加算の費用額及び福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の費用額を除いて求める。

⑤ 重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)が提出されていない場合

サービス提供実績記録票が提出されていない場合、基本部分のみを集計する。この場合、基本部分のサービス単位数及び費用額には喀痰吸引等支援体制加算、特別地域加算及び福祉・介護職員処遇改善(特別)加算分を含めて集計する。

⑥ 1通の介護給付費等明細書情報に、「重度包括支援Ⅰ」と「重度包括支援Ⅱ」の両方が算定されている場合

「重度包括支援Ⅰ」が算定されているもの(単位数、請求額は合算)として、集計を行う。



Point ! 相談支援事業に関する加算等の求め方について

相談支援事業に関する加算等については、以下のように求める。

1. 抽出対象

すべての相談支援給付費／サービス利用計画作成費を抽出対象とする。

2. 費用額の求め方

各加算の費用額については、以下の計算により請求額と単位数の割合から求める。

費用額 = 請求額計算欄・請求額 × 加算の単位数 ÷ サービスコードの単位数

(小数点以下は切り捨て)

本体報酬の費用額については、請求額計算欄・請求額から上記で求めた各加算の費用額の和を控除して求める。

**参照** 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について

都道府県合計と市町村単位の合計の差異については、P. 30「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について」を参照してください。

**Point!** その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する場合があります。
2. 事業所数以外の項目は自県受給者を集計対象とし、事業所数は自県に所在地を持つ事業所を集計対象とする。
3. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は1名として集計される。

3.12. 加算等集計（障害児支援、障害児相談支援）

障害児支援の請求明細書及び障害児相談支援給付費請求書等を基に、指定したサービス提供年月におけるサービス単位数、算定回数、費用額、利用者数及び事業所数を「サービス種類」別に出力する。

7. 保育所等訪問支援										
【平成●●年●●月サービス提供分】										
【都道府県名】	●●県	【市町村名】	●●市							
基本部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
保育所等訪問支援給付費				64	1111	27480	30	300332	28	9
一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合				64	1112	852	1	9312	1	1
専門職員が支援を行う場合				64	1115	6455	5	70550	5	3
				64	1116	0	0	0	0	0
加算部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
児童発達支援管理責任者専任加算				64	6000	2176	32	23776	30	10
特別地域加算				64	6770	0	0	0	0	0
利用者負担上限額管理加算				64	5370	150	1	1639	1	1
福祉・介護職員処遇改善加算				64	6616	649	11	7093	11	4
				64	6596	389	11	4242	11	4
				64	6601	0	0	0	0	0
				64	6606	0	0	0	0	0
福祉・介護職員処遇改善特別加算				64	6611	40	4	436	4	1

図 3.12_1 CSV出カイメージ__加算等集計(障害児支援、障害児相談支援)

参照 対象とするデータについて

1. 障害児給付費等明細書情報
 - ※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 障害児相談支援給付費請求書等情報
 - ※ P. 24「3. 5. 受給者関係(障害児相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

参照 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

Point! 加算等の費用額の求め方について

加算等の費用額については、以下のように求める。

1. 地域区分別単価の場合

障害児給付費等明細書情報の集計情報レコードにおいて、障害児給付費等明細書情報のサービス種類コード単位に最大の単価を取得し、障害児給付費等明細書情報の明細情報レコード単位にサービス単位数×(上記で取得した)単価とし、小数点以下を切り捨てて費用額を求める。

※以下に該当する障害児給付費等明細書情報が存在する場合、本来の請求に比べ若干の誤差が生じる可能性がある。

 - 1 通の障害児給付費等明細書情報内において「児童発達支援」における「重症心身障害以外の場合」と「重症心身障害の場合」のサービスを利用し両方を請求している場合
 - 1 通の障害児給付費等明細書情報内において「放課後等デイサービス」における「重症心身障害以外の場合」と「重症心身障害の場合」のサービスを利用し両方を請求している場合
2. 地域区分別単価ではない場合

障害児給付費等明細書情報の明細情報レコード単位にサービス単位数×10円で算定する。

 **参照** 相談支援事業に関する加算等の求め方について

相談支援事業に関する加算等の求め方については、P. 49「3. 11. 加算等集計(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」-「Point! 相談支援事業に関する加算等の求め方について」を参照してください。

 **参照** 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について

都道府県合計と市町村単位の合計の差異については、P. 30「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について」を参照してください。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 50「3. 11. 加算等集計(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。



参照 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 受給者台帳情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。



参照 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。



Point! サービス種類による分類の判定方法について

受給者が利用しているサービス種類に応じて以下の分類になる。一人の受給者が複数のサービス種類を利用(事業所が異なる場合も含む)しており、かつそれらのサービス種類が以下の分類において異なる分類となる場合、上位に記載されている分類に判定する。

①入所サービス利用者

療養介護、施設入所支援、身体入所更生、身体入所療護、身体入所授産、知的入所更生、知的入所授産

②GH サービス利用者

共同生活介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練、知的通勤寮

③居宅サービス利用者

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度包括、同行援護

④通所サービス利用者

生活介護、児童デイ、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労移行支援(養成施設)、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、身体通所更生、身体通所療護、身体通所授産、知的通所更生、知的通所授産

(例)一人の受給者で施設入所支援(上記分類の①)と生活介護(上記分類の④)のサービスを利用している場合、その受給者は①と判定する。



参照 その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.14. 利用者負担関係・障害福祉サービス（負担率分布）

障害福祉サービスの請求明細書及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者数及び利用者負担率の分布を「年齢による分類」「サービス種類による分類」「所得区分」別に出力する。

利用者負担関係・障害福祉サービス(負担率分布) 【平成●●年●●月サービス提供分】				総費用額に対する利用者負担額の割合を出力する												
【都道府県名】	●●県	【市町村名】	●●市	0%0%台	1%台	2%台	3%台	4%台	5%台	6%台	7%台	8%台	9%台	10%10%超	計	
サービス	年齢による分類	サービス種類による分類	所得区分													
障害福祉サービス	全体	全体	一般2	18			2	1	5	5	3	2	205	25	266	
障害福祉サービス	全体	全体	一般1	44	8	79	79	57	65	73	91	59	26	489	75	1145
障害福祉サービス	全体	全体	低所得2	2947											2947	
障害福祉サービス	全体	全体	低所得1	8421							1		1	2	8425	
障害福祉サービス	全体	全体	生活保護	7476										1	7477	
障害福祉サービス	全体	全体	合計	18906	8	79	79	59	66	78	97	62	29	697	100	20260
障害福祉サービス	20歳以上	①入所サービス利用者	一般2	2							1	2	1	14	2	22
障害福祉サービス	20歳以上	①入所サービス利用者	一般1													
障害福祉サービス	20歳以上	①入所サービス利用者	低所得2	1263												1263
障害福祉サービス	20歳以上	①入所サービス利用者	低所得1	413												413
障害福祉サービス	20歳以上	①入所サービス利用者	生活保護	49												49
(中略)																
障害福祉サービス	18歳以上、20歳未満	④通所サービス利用者	低所得2													
障害福祉サービス	18歳以上、20歳未満	④通所サービス利用者	低所得1	256												256
障害福祉サービス	18歳以上、20歳未満	④通所サービス利用者	生活保護	31												31
障害福祉サービス	18歳以上、20歳未満	④通所サービス利用者	合計	289												289
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	一般2													
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	一般1													
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	低所得2													
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	低所得1													
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	生活保護													
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	合計													
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	一般2													
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	一般1													
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	低所得2	1												1
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	低所得1	1												1
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	生活保護	2												2
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	合計	4												4
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	一般2										30	4		34
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	一般1	8	1	49	41	20	15	9	12	2	4	65	6	232
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	低所得2	42												42
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	低所得1	97							1					98
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	生活保護	69												69
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	合計	216	1	49	41	20	15	9	13	2	4	95	10	475
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	一般2	1										1		2
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	一般1			3	4	2	1		1	3	1	20	1	36
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	低所得2	4												4
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	低所得1	16												16
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	生活保護	4												4
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	合計	25		3	4	2	1		1	3	1	21	1	62

図 3.14.1 CSV出力イメージ_利用者負担関係・障害福祉サービス(負担率分布)

 **参照** 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 受給者台帳情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

 **参照** サービス種類による分類の判定方法について

サービス種類による分類の判定方法については、P. 56「3. 13. 利用者負担関係・障害福祉サービス(金額分布)」-「Point! サービス種類による分類の判定方法について」を参照してください。

**Point!** 利用者負担の負担率の求め方について

金額の端数処理の影響により、利用者負担額を総費用額で除した結果が 10%を超過する場合がある。決定利用者負担額と以下(1)式の計算結果が合致した場合、負担率を 10%と判定して集計する。

$$\text{総費用額} - ((\text{総費用額} \times 90\%) \text{を小数点以下切り捨て}) \cdots (1)$$

例) 総費用額が 1,001 円、決定利用者負担額が 101 円の場合

(a) みかけ上の負担率 : $101 / 1,001 = 10.09\%$ (10%を超過)

(b) (1)式による結果 : $1,001 - ((1,001 \times 90\%) \text{を小数点以下切り捨て})$
= 101 (決定利用者負担額と一致)

(c) (a)によりみかけ上の負担率が 10%を超過しているが、(b)により(1)式の計算結果が決定利用者負担額と一致しているため、負担率を 10%と判定して集計

**参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.15. 利用者負担関係・障害児支援（金額分布）

障害児支援の請求明細書及び障害児支援受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者数及び利用者負担額の分布を「年齢による分類」「サービス種類による分類」「所得区分」別に出力する。

利用者負担関係・障害児支援（金額分布） 【平成●●年●●月サービス提供分】																																
【都道府県名】 ●●県		【市町村名】 ●●市																														
サービス	年齢による分類	サービス種類による分類	所得区分	01~1000	1001~2000	2001~3000	3001~4000	4000~	1~37001~37200	37201~	利用者数計	費用額計	利用者負担額計	(再掲)1500未満	(再掲)1500	(再掲)1500超	(再掲)3000超	(再掲)3000超	費用額(3万円未満)	費用額(3~6万円未満)	費用額(6~10万円未満)	費用額(10~15万円未満)	費用額(15~20万円未満)	費用額(20万円未満)	費用額(90~100万円未満)	費用額(100万円以上)	補足給付支給者数	補足給付支給額	補足給付実費額			
障害児支援	全体	全体	一般2	6	22	18					287	30465172	2984799	23		264		287	46	62	58	48	2									
障害児支援	全体	全体	一般1	85	83	212	222				2760	33906731	10783998	291		2469		2760	478	429	430	429	37			18	766643	777561				
障害児支援	全体	全体	低所得2		219						219	30940978		219				219	27	41	26	35	2			2	95390	95390				
障害児支援	全体	全体	低所得1		641						641	90173583		641				641	84	87	98	89	9			4	183822	164645				
障害児支援	全体	全体	生活保護		318						318	45098153		318				318	37	39	44	54	4			3	150524	152126				
障害児支援	全体	全体	合計	1263	89	234	240				4225	534284517	13768797	1492		2733		4225	672	658	656	655	55			28	1206187	1235135				
障害児支援	20歳以上	①入所サービス利用者	一般2																													
障害児支援	20歳以上	①入所サービス利用者	一般1																													
障害児支援	20歳以上	①入所サービス利用者	低所得2																													
障害児支援	20歳以上	①入所サービス利用者	低所得1																													
障害児支援	20歳以上	①入所サービス利用者	生活保護																													
障害児支援	20歳以上	①入所サービス利用者	合計																													
障害児支援	20歳以上	②通所サービス利用者	一般2																													
障害児支援	20歳以上	②通所サービス利用者	一般1																													
障害児支援	20歳以上	②通所サービス利用者	低所得2																													
障害児支援	20歳以上	②通所サービス利用者	低所得1																													
障害児支援	20歳以上	②通所サービス利用者	生活保護																													
障害児支援	20歳以上	②通所サービス利用者	合計																													
障害児支援	18歳以上、20歳未満	①入所サービス利用者	一般2																													
障害児支援	18歳以上、20歳未満	①入所サービス利用者	一般1								1	287310	9300				1															
障害児支援	18歳以上、20歳未満	①入所サービス利用者	低所得2																													
障害児支援	18歳以上、20歳未満	①入所サービス利用者	低所得1																													
障害児支援	18歳以上、20歳未満	①入所サービス利用者	生活保護																													
障害児支援	18歳以上、20歳未満	①入所サービス利用者	合計								1	287310	9300				1															
障害児支援	18歳以上、20歳未満	②通所サービス利用者	一般2								9	852863	85278				9			2	3	3										
障害児支援	18歳以上、20歳未満	②通所サービス利用者	一般1								56	7442298	231813	3		53		56	6	9	10	8										
障害児支援	18歳以上、20歳未満	②通所サービス利用者	低所得2								3	605144					3															
障害児支援	18歳以上、20歳未満	②通所サービス利用者	低所得1								16	2283847					16			1	1	3	2									
障害児支援	18歳以上、20歳未満	②通所サービス利用者	生活保護								8	933373					8			1	1											
障害児支援	18歳以上、20歳未満	②通所サービス利用者	合計								92	12117525	317091			62		92	8	13	16	17										
障害児支援	18歳未満	①入所サービス利用者	一般2								5	1197335	116981				5															
障害児支援	18歳未満	①入所サービス利用者	一般1								47	11181306	377157			47		47		1	3	5					1	30008	45413			
障害児支援	18歳未満	①入所サービス利用者	低所得2								5	1129529				5		5									2	95390	95390			
障害児支援	18歳未満	①入所サービス利用者	低所得1								8	1764329				8		8									4	163822	164645			
障害児支援	18歳未満	①入所サービス利用者	生活保護								8	1994732				8		8														
障害児支援	18歳未満	①入所サービス利用者	合計								73	17267231	484138			21		73		1	1	3	8				3	150524	152126			
障害児支援	18歳未満	②通所サービス利用者	一般2								273	28414974	2782540			230		273		46	60	55	45				28	1206187	1235135			
障害児支援	18歳未満	②通所サービス利用者	一般1								2656	319155817	10165728			288		2656		472	419	417	416									
障害児支援	18歳未満	②通所サービス利用者	低所得2								211	28748205				211		211		27	41	26	34									
障害児支援	18歳未満	②通所サービス利用者	低所得1								617	86125407				617		617		83	86	95	85									
障害児支援	18歳未満	②通所サービス利用者	生活保護								302	42170048				302		302		35	38	44	50									
障害児支援	18歳未満	②通所サービス利用者	合計								1214	89	232	236				4059	504612451	12948268	1441											

図 3.15.1 CSV出カイメージ_利用者負担関係・障害児支援(金額分布)


参照 対象とするデータについて

1. 障害児給付費等明細書情報
※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 障害児支援受給者台帳情報
※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。


参照 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。


Point! サービス種類による分類の判定方法について

受給者が利用しているサービス種類に応じて以下の分類になる。一人の受給者が複数のサービス種類を利用(事業所が異なる場合も含む)しており、かつそれらのサービス種類が以下の分類において異なる分類となる場合、上位に記載されている分類に判定する。

①入所サービス利用者

知的障害児施設、第1種自閉症児施設、第2種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、
肢体不自由児施設(入所)、肢体不自由児療護施設、指定医療機関(肢体不自由児)、
重症心身障害児施設、指定医療機関(重心)、障害児入所支援、医療型障害児入所支援

②通所サービス利用者

知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設(通所)、肢体不自由児通園施設、
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

(例)一人の受給者で障害児入所支援(上記分類の①)と児童発達支援(上記分類の②)のサービスを利用している場合、その受給者は①と判定する。



参照 その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.16. 利用者負担関係・障害児支援（負担率分布）

障害児支援の請求明細書及び障害児支援受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者数及び利用者負担率の分布を「年齢による分類」「サービス種類による分類」「所得区分」別に出力する。

利用者負担関係・障害児支援(負担率分布) 【平成●●年●●月サービス提供分】																	
【都道府県名】●●県	【市町村名】		●●市														
サービス	年齢による分類	サービス種類による分類	所得区分	0%	0%台	1%台	2%台	3%台	4%台	5%台	6%台	7%台	8%台	9%台	10%	10%超	計
障害児支援	全体	全体	一般2				1		3	1				1	258	23	287
障害児支援	全体	全体	一般1	85	8	403	507	333	242	158	103	102	54	686	79		2760
障害児支援	全体	全体	低所得2	219													219
障害児支援	全体	全体	低所得1	641													641
障害児支援	全体	全体	生活保護	318													318
障害児支援	全体	全体	合計	1263	8	404	507	333	245	159	103	102	55	944	102		4225
障害児支援	20歳以上	①入所サービス利用者	一般2														
障害児支援	20歳以上	①入所サービス利用者	一般1														
障害児支援	20歳以上	①入所サービス利用者	低所得2														
障害児支援	20歳以上	①入所サービス利用者	低所得1														
障害児支援	20歳以上	①入所サービス利用者	生活保護														
障害児支援	20歳以上	①入所サービス利用者	合計														
障害児支援	20歳以上	②通所サービス利用者	一般2														
障害児支援	20歳以上	②通所サービス利用者	一般1														
障害児支援	20歳以上	②通所サービス利用者	低所得2														
障害児支援	20歳以上	②通所サービス利用者	低所得1														
障害児支援	20歳以上	②通所サービス利用者	生活保護														
障害児支援	20歳以上	②通所サービス利用者	合計														
障害児支援	18歳以上、20歳未満	①入所サービス利用者	一般2														
障害児支援	18歳以上、20歳未満	①入所サービス利用者	一般1						1								1
障害児支援	18歳以上、20歳未満	①入所サービス利用者	低所得2														
障害児支援	18歳以上、20歳未満	①入所サービス利用者	低所得1														
障害児支援	18歳以上、20歳未満	①入所サービス利用者	生活保護														
障害児支援	18歳以上、20歳未満	①入所サービス利用者	合計						1								1
障害児支援	18歳以上、20歳未満	②通所サービス利用者	一般2											9			9
障害児支援	18歳以上、20歳未満	②通所サービス利用者	一般1	1		10	11	7	4	5	1	2	3	11	1		56
障害児支援	18歳以上、20歳未満	②通所サービス利用者	低所得2	3													3
障害児支援	18歳以上、20歳未満	②通所サービス利用者	低所得1	16													16
障害児支援	18歳以上、20歳未満	②通所サービス利用者	生活保護	8													8
障害児支援	18歳以上、20歳未満	②通所サービス利用者	合計	28		10	11	7	4	5	1	2	3	20	1		92
障害児支援	18歳未満	①入所サービス利用者	一般2											3	2		5
障害児支援	18歳未満	①入所サービス利用者	一般1			4	2	29	7			3	1		1		47
障害児支援	18歳未満	①入所サービス利用者	低所得2	5													5
障害児支援	18歳未満	①入所サービス利用者	低所得1	8													8
障害児支援	18歳未満	①入所サービス利用者	生活保護	8													8
障害児支援	18歳未満	①入所サービス利用者	合計	21		4	2	29	7			3	1	3	3		73
障害児支援	18歳未満	②通所サービス利用者	一般2			1								1	246	21	273
障害児支援	18歳未満	②通所サービス利用者	一般1	84	8	389	494	296	231	153	102	97	50	675	77		2656
障害児支援	18歳未満	②通所サービス利用者	低所得2	211													211
障害児支援	18歳未満	②通所サービス利用者	低所得1	617													617
障害児支援	18歳未満	②通所サービス利用者	生活保護	302													302
障害児支援	18歳未満	②通所サービス利用者	合計	1214	8	390	494	296	234	154	102	97	51	921	98		4059

図 3.16_1 CSV出力イメージ_利用者負担関係・障害児支援(負担率分布)

 **参照** 対象とするデータについて

1. 障害児給付費等明細書情報
※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 障害児支援受給者台帳情報
※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

 **参照** サービス種類による分類の判定方法について

サービス種類による分類の判定方法については、P. 61「3. 15. 利用者負担関係・障害児支援(金額分布)」-「Point! サービス種類による分類の判定方法について」を参照してください。

 **参照** 利用者負担の負担率の求め方について

利用者負担の負担率の求め方については、P. 59「3. 14. 利用者負担関係・障害福祉サービス(負担率分布)」-「Point! 利用者負担の負担率の求め方について」を参照してください。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.17. 市町村単位におけるサービス利用状況（概況）（障害福祉サービス）

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等、サービス提供実績記録票及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者数等を「都道府県」「市町村」「サービス種類」別に出力する。

①市町村単位におけるサービス利用状況（概況）（障害福祉サービス） 【平成●●年●●月サービス提供分】		（単位 人数：人、日数：日、時間：時）																											
都道府県名	市町村名	サービス利用者数（実数）	(再掲)サービス利用者数(実数)のうち介護保険給付対象者数	(再掲)サービス利用者数(実数)のうち特定旧法受給者数	居宅介護利用者数	(再掲)利用者数のうち介護保険給付対象者数	(再掲)利用者数のうち特定旧法受給者数	利用時間数	1人当たり平均利用時間数	利用者数	(再掲)利用者数のうち介護保険給付対象者数	(再掲)利用者数のうち特定旧法受給者数	利用時間数	1人当たり平均利用時間数	利用者数	共同生活援助(外部サービス利用型)利用者数	(再掲)利用者数のうち介護保険給付対象者数	(再掲)利用者数のうち特定旧法受給者数	(再掲)受託居宅介護サービス利用者数	利用日数	1人当たり平均利用日数	利用時間数	1人当たり平均利用時間数	利用者数	自立訓練(機能訓練)利用者数	(再掲)利用者数のうち介護保険給付対象者数	(再掲)利用者数のうち特定旧法受給者数	利用日数	1人当たり平均利用日数
●●県	●●市	20588	2243	2840	9110	568	434	202316	22.2	1539	319	84	205153	133.3	261	1	38	12	7	5	1139	30	79	15.8	48	4	1	704	14.7

共同生活援助（外部サービス利用型）については、受託居宅介護サービスの利用時間数を出力する

利用時間数 ÷ 利用者数（小数点第2位を四捨五入）により求めた平均利用時間数を出力する

利用日数 ÷ 利用者数（小数点第2位を四捨五入）により求めた平均利用日数を出力する

図 3.17_1 CSV出力イメージ__市町村単位におけるサービス利用状況（概況）（障害福祉サービス）

 **参照** 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 受給者台帳情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
3. 計画相談支援給付費請求書情報等
※ P. 18「3. 2. 受給者関係(相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
4. サービス提供実績記録票情報
※ P. 45「3. 11. 加算等集計(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
5. 事業所台帳情報、全国事業所台帳
※ P. 27「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

**Point !**

日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計について

明細書情報の明細情報レコードにおいて、本体報酬のサービスコードの回数を基に1回を1日として集計し、日数を求める。加算のサービスコードの回数は、集計の対象外。

例) 明細情報レコードが以下の場合、4日となる。

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	
生活訓練Ⅰ2	421111	670	2	← 集計対象
生活訓練Ⅱ1	421211	245	2	← 集計対象
生活訓練上限額管理加算	425010	150	1	← 集計対象外
生活訓練短期滞在加算Ⅱ	425221	115	1	← 集計対象外

**Point !**

訪問系サービスの場合の集計について

「市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)」、「市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)」及び「個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」の様式の場合、受給者がサービスを利用した実時間(重複時間を除く)を、サービス種類ごとに以下に記載の方法で集計する。

(1) 居宅介護の場合

居宅介護サービス提供実績記録票情報(様式1)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとにサービスを利用した実時間を分単位で求める。

実時間を求める際、「前月からの継続サービス」として入力されている明細情報レコードは集計の対象外となる。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第一位を四捨五入した結果を出力する。

(2) 重度訪問介護の場合

重度訪問介護サービス提供実績記録票情報(様式3-1)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとにサービスを利用した実時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第一位を四捨五入した結果を出力する。

(3) 行動援護の場合

行動援護サービス提供実績記録票情報(様式2)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとにサービスを利用した実時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第一位を四捨五入した結果を出力する。

(4) 重度障害者等包括支援の場合

重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の明細情報レコードを基に、利用したサービスの内容に応じて以下のように中間集計を行い、中間集計結果をさらに集計した結果を出力する。

(a) サービス内容が短期入所、共同生活援助以外の場合

サービス内容が短期入所、共同生活援助以外である明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとにサービスを利用した実時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第一位を四捨五入した結果を出力する。

※サービス提供年月が平成26年3月以前は、「共同生活援助」を「共同生活介護」と読み替える。

(b) サービス内容が短期入所の場合

サービス内容が短期入所である明細情報レコードを対象とし、その明細情報レコードの件数を利用日数とする。

短期入所利用時間換算は、「利用日数×8時間」で求める。

(c) サービス内容が共同生活援助の場合

サービス内容が共同生活援助である明細情報レコードを対象とし、その明細情報レコードの件数を利用日数とする。

共同生活援助利用時間換算は、「利用日数×8時間」で求める。

※サービス提供年月が平成26年3月以前は、「共同生活援助」を「共同生活介護」と読み替える。

(5) 同行援護の場合

同行援護サービス提供実績記録票情報(様式19)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとにサービスを利用した実時間を分単位で求める。

実時間を求める際、「前月からの継続サービス」として入力されている明細情報レコードは集計の対象外となる。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第一位を四捨五入した結果を出力する。

**Point !** サービス利用した実時間の出力について

受給者がサービスを利用した実時間を求める。そのため、開始時間及び終了時間から求めた時間と報酬の算定時間は、以下に記載の点で異なる。

① 二人派遣の場合の重複時間は除外する。

(例) 以下の二人派遣の場合、利用時間は 180 分 (10:00 から 13:00 の 3 時間) として集計

一人目の居宅介護従業者が 10:00 から 12:00 にサービスを提供

二人目の居宅介護従業者が 11:00 から 13:00 にサービスを提供

② 報酬として算定する場合、端数の時間については切り上げ、または切り捨てられるが、「障害者自立支援等実績データ抽出」処理では開始時間及び終了時間に設定されている値で集計する。

(例) 10:00 から 11:05 の場合、利用時間は 65 分として集計

10:00 から 10:55 の場合、利用時間は 55 分として集計

③ 報酬算定の対象外となる時間を含む場合がある。

(例) 居宅介護における通院等介助の運転時間

行動援護において 8 時間 (平成 21 年 3 月以前においては 5 時間) 以上のサービスを利用

④ 報酬算定では回数として扱う場合も、その利用時間を集計する。

(例) 居宅介護における通院等乗降介助

Point! 共同生活援助における受託居宅介護サービスの利用時間について

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における受託居宅介護サービスの利用時間数は、共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)の「合計1 合計 算定時間数計」が受給者の利用時間となり、利用時間を集計した後に100で割り(小数部2桁)小数点以下第一位を四捨五入した結果を出力する。

参照 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について

都道府県合計と市町村単位の合計の差異については、P. 30「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について」を参照してください。

参照 自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法について

自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法については、P. 32「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法について」を参照してください。

Point! その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する場合があります。
2. 同一受給者が複数事業所でサービスを利用した場合でも利用者数は1名として集計される。
3. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
4. 同一の受給者が複数種類のサービスを利用した場合、それぞれのサービス種類に集計される。
5. 集計の対象は自県受給者分に限られる。
6. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は1名として集計される。

 **参照** 対象とするデータについて

1. 障害児給付費等明細書情報
※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 障害児支援受給者台帳情報
※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
3. 障害児相談支援給付費請求書等情報
※ P. 24「3. 5. 受給者関係(障害児相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

 **参照** 日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計について

日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計については、P. 67「3. 17. 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)」-「Point! 日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計について」を参照してください。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 71「3. 17. 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)」-「Point! その他留意事項について」を参照してください。

 **参照** 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 受給者台帳情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
3. サービス提供実績記録票情報
※ P. 45「3. 11. 加算等集計(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

 **参照** 訪問系サービスの場合の集計について

訪問系サービスの場合の集計については、P. 67「3. 17. 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)」-「Point! 訪問系サービスの場合の集計について」を参照してください。

 **参照** サービス利用した実時間の出力について

サービス利用した実時間の出力については、P. 70「3. 17. 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)」-「Point! サービス利用した実時間数の出力について」を参照してください。

 **参照** 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について

都道府県合計と市町村単位の合計の差異については、P. 30「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について」を参照してください。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 71「3. 17. 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)」-「Point! その他留意事項について」を参照してください。

 **参照** 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報

※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

2. 事業所台帳情報

※ P. 27「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 利用者数の集計方法について

※ 利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。



Point ! 複数サービス利用の集計方法について

複数サービス利用状況集計では、複数種類のサービスを利用している受給者(同一サービスを複数事業所で利用している場合も含む)について、利用状況を集計する。以降に集計例を示す。

① 受給者が1事業所で1サービスを利用した場合

(例) A事業所で「11:居宅介護」のみを利用した場合

複数利用していないため、集計対象とならない。

サービス種類	複数サービス 利用者数	居宅介護	重度訪問 介護	行動援護	重度障害者 等包括支援	生活介護	...	計
居宅介護								0
重度訪問介護								0
計	0							

② 受給者が1事業所で2種類のサービスを利用した場合

(例) A事業所で「11:居宅介護」及び「12:重度訪問介護」を利用した場合

「居宅介護」行の「重度訪問介護」列及び「重度訪問介護」行の「居宅介護」列に、それぞれ「1」として集計される。

サービス種類	複数サービス 利用者数	居宅介護	重度訪問 介護	行動援護	重度障害者 等包括支援	生活介護	...	計
居宅介護	1		1					1
重度訪問介護	1	1						1
計	2							

③ 受給者が複数の事業所で同じサービスを利用した場合

(例1) A事業所とB事業所で「11:居宅介護」を利用した場合

この場合、「居宅介護」を複数利用しているとして、「居宅介護」行の「居宅介護」列に、「1」として集計される。

サービス種類	複数サービス 利用者数	居宅介護	重度訪問 介護	行動援護	重度障害者 等包括支援	生活介護	...	計
居宅介護	1	1						1
重度訪問介護								
計	1							

(例2) A事業所で「24:短期入所」の福祉型を利用し、B事業所で「24:短期入所」の医療型を利用した場合

「短期入所」行は、「短期入所」列、「(再掲)短期入所(福祉型)」列及び「(再掲)短期入所(医療型)」列に、それぞれ「1」として集計される。

「(再掲)短期入所(福祉型)」行は、「(再掲)短期入所(医療型)」列に、「1」として集計される。

「(再掲)短期入所(医療型)」行は、「(再掲)短期入所(福祉型)」列に、「1」として集計される。

なお、「(再掲)短期入所(福祉型)」行及び「(再掲)短期入所(医療型)」行は、「短期入所」列は集計されない。

サービス種類	複数サービス 利用者数	居宅介護	...	短期 入所	(再掲)短期入所 (福祉型)	(再掲)短期 入所(医療型)	...	計
居宅介護								
...								
短期入所	1			1	1	1		1
(再掲) 短期入所(福祉型)	1				0	1		1
(再掲) 短期入所(医療型)	1				1	0		1
計	1							

複数サービス利用者数の計に（再掲）の利用者数は含めない。
※以降の例においても同様

(例3) A 事業所、B 事業所、C 事業所で「41: 自立訓練(機能訓練)」の通所を利用した場合

「自立訓練(機能訓練)」行の「自立訓練(機能訓練)」列に、「2」として集計される。

また、「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」列には、受給者の「自立訓練(機能訓練)(通所)」のサービス利用分の実数として、「3」として集計される。

なお、「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」行及び「(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)」行における、「自立訓練(機能訓練)」列、「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」列及び「(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)」列は集計されない。

サービス種類	複数サービス 利用者数	居宅 介護	...	施設入所 支援	自立訓練 (機能訓練)	(再掲) 自立訓練 (機能訓練) (通所)	(再掲) 自立訓練 (機能訓練) (訪問)	計
居宅介護								
...								
施設入所支援								
自立訓練(機能訓練)	1			0	2	3	0	2
(再掲)自立訓練 (機能訓練)(通所)	0							0
(再掲)自立訓練 (機能訓練)(訪問)	0							0
計	1							

④ 受給者が複数の事業所で異なるサービスを利用した場合

(例1) A事業所で「11:居宅介護」及び「12:重度訪問介護」を利用し、B事業所で「11:居宅介護」及び「22:生活介護」を利用した場合

「居宅介護」行は、「居宅介護」「重度訪問介護」及び「生活介護」列にそれぞれ「1」として集計される。

「重度訪問介護」行は、「居宅介護」列に「2」、「生活介護」列に「1」として集計される。

「生活介護」行は、「居宅介護」列に「2」、「重度訪問介護」列に「1」として集計される。

サービス種類	複数サービス 利用者数	居宅介護	重度訪問 介護	行動援護	重度障害者等 包括支援	生活介護	...	計
居宅介護	1	1	1			1		3
重度訪問介護	1	2				1		3
行動援護								
重度障害者等 包括支援								
生活介護	1	2	1					3
計	3							

(例2) A 事業所で「24:短期入所」の医療型を利用し、B 事業所で「32:施設入所支援」を利用した場合

「短期入所」行は、「(再掲)短期入所(医療型)」列及び「施設入所支援」列に、それぞれ「1」として集計される。

「(再掲)短期入所(医療型)」行は、「施設入所支援」列に、「1」として集計される。

「施設入所支援」行は、「短期入所」列及び「(再掲)短期入所(医療型)」列に、「1」として集計される。

なお、「(再掲)短期入所(福祉型)」行及び「(再掲)短期入所(医療型)」行における、「短期入所」列は集計されない。

サービス 種類	複数サービス 利用者数	居宅 介護	...	短期 入所	(再掲) 短期入所 (福祉型)	(再掲) 短期入所 (医療型)	施設入所 支援	計
居宅介護								
...								
短期入所	1			0	0	1	1	1
(再掲)短期入所 (福祉型)	0				0	0	0	0
(再掲)短期入所 (医療型)	1				0	0	1	1
施設入所支援	1			1	0	1	0	1
計	2							

(例3) A事業所で「24:短期入所」の福祉型を利用し、B事業所で「24:短期入所」の医療型を利用し、C事業所で「32:施設入所支援」を利用した場合
「短期入所」行は、「短期入所」列、「(再掲)短期入所(福祉型)」列、「(再掲)短期入所(医療型)」列及び「施設入所支援」列に、
それぞれ「1」として集計される。

「(再掲)短期入所(福祉型)」行は、「(再掲)短期入所(医療型)」列及び「施設入所支援」列に、「1」として集計される。

「(再掲)短期入所(医療型)」行は、「(再掲)短期入所(福祉型)」列及び「施設入所支援」列に、「1」として集計される。

「施設入所支援」行は、「短期入所」列に「2」として集計し、「(再掲)短期入所(福祉型)」列及び「(再掲)短期入所(医療型)」列に、「1」として集計される。

なお、「(再掲)短期入所(福祉型)」行及び「(再掲)短期入所(医療型)」行における、「短期入所」列は集計されない。

サービス 種類	複数サービス 利用者数	居宅 介護	...	短期 入所	(再掲) 短期入所 (福祉型)	(再掲) 短期入所 (医療型)	施設入所 支援	計
居宅介護								
...								
短期入所	1			1	1	1	1	2
(再掲)短期入所 (福祉型)	1				0	1	1	2
(再掲)短期入所 (医療型)	1				1	0	1	2
施設入所支援	1			2	1	1		2
計	2							

(例4) A 事業所で「41:自立訓練(機能訓練)」の通所と訪問を利用し、B 事業所で「41:自立訓練(機能訓練)」の通所を利用し、

C 事業所で「32:施設入所支援」を利用した場合

「施設入所支援」行は、「自立訓練(機能訓練)」列、「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」列に「2」として集計し、

「(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)」列に、「1」として集計される。

「自立訓練(機能訓練)」行は、「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」列に「2」として集計し、「施設入所支援」列、

「自立訓練(機能訓練)」列及び「(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)」列に、「1」として集計される。

「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」行及び「(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)」行は、「施設入所支援」列に、「1」として集計される。

なお、「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」行及び「(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)」行における、「自立訓練(機能訓練)」列、

「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」列及び「(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)」列は集計されない。

サービス 種類	複数サービス 利用者数	居宅 介護	...	施設入所 支援	自立訓練 (機能訓練)	(再掲) 自立訓練 (機能訓練) (通所)	(再掲) 自立訓練 (機能訓練) (訪問)	計
居宅介護								
...								
施設入所支援	1			0	2	2	1	2
自立訓練(機能訓練)	1			1	1	2	1	2
(再掲)自立訓練 (機能訓練)(通所)	1			1				1
(再掲)自立訓練 (機能訓練)(訪問)	1			1				1
計	2							

**参照** 自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法について

自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法については、
P. 32「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法について」を参照してください。

**Point!** その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する可能性がある。
2. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
3. 集計の対象は自県受給者分に限られる。
4. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は1名として集計される。

3.21. 支給決定情報集計（障害福祉サービス）

障害福祉サービスの受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における支給決定者数を「障害区分」「サービス種類」別に出力する。

「障害区分」にはコード値として以下のとおり出力する
 ・障害区分…「01：身体障害者」、「02：知的障害者」、「03：精神障害者」、「04：障害児」、「05：難病等対象者」

支給決定情報集計（障害福祉サービス）		
【平成●●年●●月サービス提供分】		
【都道府県名】	●●県	【市町村名】
●●市		
障害区分	支給決定者数(実数)	
1	9169	
2	7182	
3	6922	
4	1362	
5	164	
合計	24799	
サービス種類	障害区分	支給決定者数
11	1	4321
11	2	3080
11	3	4452
11	4	856
11	5	102
12	1	1669
12	2	21
12	3	10
12	4	0
12	5	37
	1	56
(中略)		
94		
95	1	0
95	2	0
95	3	0
95	4	0
95	5	0
合計		38974

サービス利用の有無に関わらず、支給決定を受けている受給者を対象とし、集計する。

図 3.21_1 CSV出カイメージ_支給決定情報集計(障害福祉サービス)

 **参照** 対象とするデータについて

1. 受給者台帳情報

※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **Point!** 受給者数の集計方法について

指定されたサービス提供年月の月末時点で、受給者台帳情報及び障害児支援受給者台帳情報に登録されている受給者を対象に受給者数として集計する。

例えば、サービス提供年月に有効である受給者台帳に登録されている受給者が 10 名存在し、そのうち 5 名についてサービス事業所より請求があった場合、受給者数は受給者台帳に登録されている受給者 10 名として集計する。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 86「3. 20. 複数サービスの利用状況(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.22. 支給決定情報集計（相談支援）

障害福祉サービスの受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における支給決定者数を「障害区分」「サービス種類」別に出力する。

支給決定情報集計(相談支援)			
【平成●●年●●月サービス提供分】			
【都道府県名】	●●県	【市町村名】	●●市
障害区分	支給決定者数(実数)		
1	2893		
2	2422		
3	2996		
4	86		
5	80		
合計	8477		
サービス種類	障害区分	支給決定者数	
51	1	0	
51	2	0	
51	3	0	
51	4	0	
51	5	0	
52	1	2893	
52	2	2422	
52	3	2996	
52	4	86	
52	5	80	
	合計	8477	

図 3.22_1 CSV出力イメージ_支給決定情報集計(相談支援)

 **参照** 対象とするデータについて

1. 受給者台帳情報

※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 受給者数の集計方法について

受給者数の集計方法については、P. 88「3. 21. 支給決定情報集計(障害福祉サービス)」-「Point! 受給者数の集計方法について」を参照してください。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 86「3. 20. 複数サービスの利用状況(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.23. 支給決定情報集計（地域相談支援）

障害福祉サービスの受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における支給決定者数を「障害区分」「サービス種類」別に出力する。

支給決定情報集計(地域相談支援)		
【平成●●年●●月サービス提供分】		
【都道府県名】	●●県	【市町村名】 ●●市
障害区分	支給決定者数(実数)	
1	108	
2	89	
3	99	
4	0	
5	1	
合計	297	
サービス種類	障害区分	支給決定者数
53	1	7
53	2	5
53	3	14
53	4	0
53	5	0
54	1	102
54	2	84
54	3	85
54	4	0
54	5	1
	合計	298

図 3.23_1 CSV出力イメージ__支給決定情報集計(地域相談支援)

 **参照** 対象とするデータについて

1. 受給者台帳情報

※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 受給者数の集計方法について

受給者数の集計方法については、P. 88「3. 21. 支給決定情報集計(障害福祉サービス)」-「Point! 受給者数の集計方法について」を参照してください。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 86「3. 20. 複数サービスの利用状況(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.24. 支給決定情報集計（障害児支援）

障害児支援の障害児支援受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における支給決定者数を「障害区分」「サービス種類」別に出力する。

支給決定情報集計(障害児支援)		
【平成●●年●●月サービス提供分】		
【都道府県名】 ●●県	【市町村名】 ●●市	
障害区分	支給決定者数(実数)	
1	0	
2	0	
3	0	
4	5108	
5	0	
合計	5108	
サービス種類	障害区分	支給決定者数
11	1	0
11	2	0
11	3	0
11	4	0
11	5	0
(中略)		
63	4	3327
63	5	0
64	1	0
64	2	0
64	3	0
64	4	408
64	5	0
71	1	0
71	2	0
71	3	0
71	4	30
71	5	0
72	1	0
72	2	0
72	3	0
72	4	59
72	5	0
合計		5524

図 3.24_1 CSV出力イメージ_支給決定情報集計(障害児支援)

 **参照** 対象とするデータについて

1. 障害児支援受給者台帳情報

※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 受給者数の集計方法について

受給者数の集計方法については、P. 88「3. 21. 支給決定情報集計(障害福祉サービス)」-「Point! 受給者数の集計方法について」を参照してください。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 86「3. 20. 複数サービスの利用状況(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.25. 支給決定情報集計（障害児相談支援）

障害児支援の障害児支援受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における支給決定者数を「障害区分別」別に出力する。

支給決定情報集計（障害児相談支援）			
【平成●●年●●月サービス提供分】			
【都道府県名】 ●●県		【市町村名】 ●●市	
障害区分	支給決定者数(実数)		
1	0		
2	0		
3	0		
4	2148		
5	0		
合計	2148		

図 3.25_1 CSV出力イメージ_支給決定情報集計(障害児相談支援)

 **参照** 対象とするデータについて

1. 障害児支援受給者台帳情報

※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 受給者数の集計方法について

受給者数の集計方法については、P. 88「3. 21. 支給決定情報集計(障害福祉サービス)」-「Point! 受給者数の集計方法について」を参照してください。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 86「3. 20. 複数サービスの利用状況(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.26. 障害程度区分の変更状況（障害福祉サービス）

障害福祉サービスの受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における障害程度区分が変更になった受給者を「旧障害程度区分」別に出力する。

※サービス提供年月が平成26年4月以降は出力しない

旧障害程度区分	障害程度区分 児童	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	重複者 児童	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
区分A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

図 3.26_1 CSV出力イメージ_障害程度区分の変更状況(障害福祉サービス)

 **参照** 対象とするデータについて

1. 受給者台帳情報

※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 受給者数の集計方法について

受給者数の集計方法については、P. 88「3. 21. 支給決定情報集計(障害福祉サービス)」-「Point! 受給者数の集計方法について」を参照してください。

 **Point!** 障害程度区分の判定方法について

(1) 障害程度区分(新法)の取得

実行時に指定したサービス提供年月の月末日を基準に、直近の異動年月日の受給者台帳情報に設定されている「障害程度区分コード」を当該受給者の障害程度区分と判定する。

ただし、障害程度区分認定有効期間が指定したサービス提供年月内に含まれない場合、障害程度区分は「非該当」とし、「障害区分コード」が「04:障害児」の場合、障害程度区分を「児童」とする。

(2) 障害程度区分(旧法)の取得

実行時に指定したサービス提供年月の月末日を基準に、サービス種類ごとに直近の異動年月日の受給者台帳情報(支給決定情報)(支給期間に含まれるもの)に設定されている「旧障害程度区分等コード」を当該受給者の旧障害程度区分と判定する。

ただし、「旧障害程度区分等コード」の値が「04」～「06」(単価区分)の場合、値が設定されていないものとする。また、「旧障害程度区分等コード」が複数種類ある場合、すべての「旧障害程度区分等コード」を集計対象とする。

**Point!** 重複者の集計方法について

「障害程度区分の変更状況(障害福祉サービス)」の集計において、旧法サービスの旧障害程度区分等コードを、「01:区分A」「02:区分B」「03:区分C」「99:区分なし」の順で取得する。例えば、同一受給者で旧障害程度区分等コードに「01:区分A」「02:区分B」及び「03:区分C」が設定されていた場合、「02:区分B」及び「03:区分C」が重複者欄の受給者数に集計される。

なお、「児童」「非該当」「区分1」「区分2」「区分3」「区分4」「区分5」「区分6」は重複者を含め、すべて集計する。

(例)同一受給者で旧法サービスの旧障害程度区分等コードに「01:区分A」「02:区分B」及び「03:区分C」が設定されており、新法サービスの障害程度区分コードが「24:区分4」に変更になった場合の集計結果

旧障害程度区分	児童		区分3	区分4	区分5		重複者 (区分4)	重複者 (区分5)	重複者 (区分6)
01	0		0	1	0		0	0	0
02	0		0	1	0		1	0	0
03	0		0	1	0		1	0	0
99	0		0	0	0		0	0	0

旧障害程度区分ごとに集計されます。

旧障害程度区分等コードが複数存在する場合、2件目以降の旧障害程度区分等コードごとに重複者として集計されます。
※障害程度区分ごとの数字から重複者の数字を引くと、実際の人数になります。

▲重複者を集計した結果のファイルイメージ

**参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 86「3. 20. 複数サービスの利用状況(障害福祉サービス)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.27. 個人ごとの状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等、サービス提供実績記録票、受給者台帳及び事業所台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者個人ごとの決定支給量、利用実績、費用額を「サービス種類」別に出力する。

CSVデータ構造について

個人ごとの状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）は以下の4レコードで1受給者分の情報となる。

①	明細レコード行（基本情報）	} 受給者ごとの情報
②	明細レコード行（決定支給量情報）	
③	明細レコード行（利用実績情報）	
④	明細レコード行（費用額情報）	

1個人ごとの状況(障害福祉サー【平成〇〇年〇〇月・〇〇県 〇〇市																																				
①	2	19999	9999999999	1	26	*****	66	804332	804332	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
②	3	19999	9999999999		10	10	10	10	10	10	10	10	30	22	10		15000	30	22		22		30	22	22	22	22	30	100	30	30					
③	4	19999	9999999999	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	0	402	30	2	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	0	60	2	6	0
④	5	19999	9999999999	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

図 3.27_1 CSV出力イメージ__個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)

①基本情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等及び受給者台帳の内容を基に、受給者の基本情報や利用実績を集計し、出力する。

「障害区分」、「障害支援区分」にはコード値として以下のとおり出力する

- ・障害区分…「01：身体障害者」、「02：知的障害者」、「03：精神障害者」、「04：障害児」、「05：難病等対象者」
- ・障害支援区分…「21：区分1」、「22：区分2」、「23：区分3」、「24：区分4」、「25：区分5」、「26：区分6」、「99：なし」

基本情報																
証記載市町村番号	受給者証番号	障害区分	障害支援区分	支給決定者氏名カナ	支給決定児童氏名カナ	年齢	計画相談支援事業所番号	費用額計	給付費計	利用者負担額計	高額障害福祉サービス費計	自治体助成分請求額計	特定障害者特別給付費(給付費請求額)計			
													総額	(内訳)入所施設	(内訳)GH	
019999	9999999999	01	26	*****		66	0139999999	804,332	804,332	0	0	0	0	0	0	0

支給決定者及び支給決定児童の氏名カナの項目については、個人情報保護の観点から、市町村等ごとの委託届や依頼に基づき、障害者総合支援給付支払等システムで統計情報を作成する際の出力可否を選択することが可能となっている

統計情報に氏名カナの項目を出力しない場合は、イメージ図のように10桁の`*`（アスタリスク）で出力される

個人ごとに支払済みとなった請求明細書等の給付費等の金額を集計し、出力する

※個人で複数の事業所を利用し、集計対象の請求明細書等が複数ある場合、合算して出力する

図 3.27_2 基本情報イメージ_個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)

②決定支給量情報について

受給者台帳の支給決定情報の内容を主に集計し、各サービスの決定支給量（整数部6桁、小数部2桁）を出力する。
 訪問系サービスの場合は時間数（居宅介護の通院等乗降介助中心の場合は回数）、入所系サービス及び通所系サービスの場合は日数を出力する。
 なお、日数については、決定支給量が設定されていない場合、サービス（※）により「当該月の日数」または「原則の日数」として集計する。

※入所系サービスの場合：当該月の日数

通所系サービスの場合：原則の日数（当該月の日数－8日）

決定支給量情報																			
計画相談 支援	居宅介護					重度訪問介護		同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	(再掲) 短期入所 (福祉型)	(再掲) 短期入所 (医療型)	重度障害者 等包括支援	施設入所 支援	自立訓練 (機能訓練)	(再掲) 自立訓練 (機能訓練 (通所))	(再掲) 自立訓練 (機能訓練 (訪問))
	身体介護 中心	通院等介 助・身体介 護あり	家事援助 中心	通院等介 助・身体介 護なし	通院等乗降 介助中心	重度訪問 介護	移動介護												
	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	30.00	22.00	10.00			15,000.00	30.00	22.00		

重度障害者等包括支援の決定支給量は
 「決定支給量（1日当たりの単位数）」×「当該月の日数」で
 計算した単位数を出力する

自立訓練 (生活訓練)	(再掲) 自立訓練 (生活訓練 (通所))	(再掲) 自立訓練 (生活訓練 (訪問))	宿泊型自立 訓練	就労移行 支援	就労移行 支援 (養成施設)	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	共同生活援助			地域移行 支援	地域定着 支援	
								共同生活 援助	予備	受託居宅 介護			
22.00			30.00	22.00	22.00	22.00	22.00	30.00			100.00	30.00	30.00

図 3.27_3 決定支給量情報イメージ_個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)

③利用実績情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等、サービス提供実績記録票、受給者台帳及び事業所台帳を基に、各サービスの利用実績を出力する。

訪問系サービスの場合は時間数（居宅介護の通院等乗降介助中心の場合は回数）、入所系サービス及び通所系サービスの場合は日数で出力する。重度障害者等包括支援の場合は単位数で出力する。

利用実績情報																			
計画相談支援	居宅介護					重度訪問介護		同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	(再掲)短期入所(福祉型)	(再掲)短期入所(医療型)	重度障害者等包括支援	施設入所支援	自立訓練(機能訓練)	(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)	(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)
	身体介護中心	通院等介助・身体介護あり	家事援助中心	通院等介助・身体介護なし	通院等乗降介助中心	重度訪問介護	移動介護												
1	1.00	1.00	1.00	1.00	1	2.00	1.00	1.00	1.00	2	1	1	1	0	402	30	2	1	1

利用したサービスがサービス利用支援の場合「1」、継続サービス利用支援の場合「2」、両方の場合「3」を出力する
未実施の場合、空白とする

訪問系サービスの利用実績（時間数）は、実際に個人が利用した時間を実績記録票の開始時間及び終了時間から算出して出力する

短期入所の事業所の種類に応じて、再掲として個人が利用した福祉型、医療型の事業所ごとの利用実績を出力する

- 自立訓練（機能訓練、生活訓練）の報酬として算定された内容に応じて、再掲として通所型、訪問型の報酬ごとの利用実績を出力する
- 通所型、訪問型のどちらでも算定可能な報酬について、片方のみ算定している場合、算定している区分に寄せて出力する
- 上記以外の場合は、「通所型」として出力する

自立訓練(生活訓練)	(再掲)自立訓練(生活訓練)(通所)	(再掲)自立訓練(生活訓練)(訪問)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労移行支援(養成施設)	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助			地域移行支援	地域定着支援
								共同生活援助(介護サービス包括型)	共同生活援助(外部サービス利用型)	受託居宅介護		
2	1	1	1	1	2	1	1	0	60	2.00	6	0

図 3.27_4 利用実績情報イメージ_個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)

④費用額情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等、受給者台帳及び事業所台帳を基に、各サービスの費用額を出力する。

費用額情報																			
計画相談支援	居宅介護					重度訪問介護		同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	(再掲)短期入所(福祉型)	(再掲)短期入所(医療型)	重度障害者等包括支援	施設入所支援	自立訓練(機能訓練)	(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)	(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)
	居宅介護	予備1	予備2	予備3	予備4	重度訪問介護	予備												
17,559	13,635					5,657		4,414	4,370	13,200	12,437	10,049	10,049	0	327,000	149,354	13,808	7,666	6,141

費用額については区分ごとではなく、サービスごとに1つの項目で集計し、出力する

短期入所の事業所の種類に応じて、再掲として個人が利用した福祉型、医療型の事業所ごとの費用額を出力する

- 自立訓練（機能訓練、生活訓練）の報酬として算定された内容に応じて、再掲として通所型、訪問型の報酬ごとの費用額を出力する
- 通所型、訪問型のどちらでも算定可能な報酬について、片方のみ算定している場合、算定している区分に寄せて出力する
- 上記以外の場合は、「通所型」として出力する

自立訓練(生活訓練)	(再掲)自立訓練(生活訓練)(通所)	(再掲)自立訓練(生活訓練)(訪問)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労移行支援(養成施設)	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助			地域移行支援	地域定着支援
								共同生活援助	予備1	予備2		
13,438	7,296	6,141	2,951	7,742	10,170	5,636	5,636	130,054			50,640	6,582

図 3.27_5 費用額情報イメージ_個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)

 **参照** 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 受給者台帳情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
3. 計画相談支援給付費請求書情報等
※ P. 18「3. 2. 受給者関係(相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
4. サービス提供実績記録票情報
※ P. 45「3. 11. 加算等集計(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
5. 事業所台帳情報、全国事業所台帳
※ P. 27「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 障害支援区分の判定方法について

障害支援区分の判定方法については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 障害支援区分の判定方法について」を参照してください。

 **参照** 日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計について

日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計については、P. 67「3. 17. 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)」-「Point! 日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計について」を参照してください。

**参照** 訪問系サービスの場合の集計について

訪問系サービスの場合の集計については、P. 67「3. 17. 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)」-「Point! 訪問系サービスの場合の集計について」を参照してください。

**参照** サービス利用した実時間の出力について

サービス利用した実時間の出力については、P. 70「3. 17. 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)」-「Point! サービス利用した実時間数の出力について」を参照してください。

**参照** 自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法について

自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法については、P. 32「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法について」を参照してください。



Point ! 決定支給量及び利用実績の集計方法について

決定支給量及び利用実績について、以下に集計例を示す。

①時間数の集計について

(例1) 月途中で支給決定期間が開始、または終了となっている場合

決定サービスコード	支給決定及び利用実績	4月(30)	5月(31)	6月(30)
111000	支給決定期間	4/10 開始		
	決定支給量	360(時間)	360(時間)	360(時間)
	利用実績	200(時間)	300(時間)	300(時間)
集計結果	決定支給量情報	360(時間)	360(時間)	360(時間)
	利用実績情報	200(時間)	300(時間)	300(時間)

集計対象となる情報をそのまま集計し出力する。

(例2) 複数の支給決定が行われている場合

決定サービスコード	支給決定及び利用実績	4月(30)	5月(31)	6月(30)
111000	支給決定期間	4/10 開始		
	決定支給量	360(時間)	360(時間)	360(時間)
	利用実績	200(時間)	300(時間)	300(時間)
112000	支給決定期間		5/10 開始	
	決定支給量		200(時間)	200(時間)
	利用実績		200(時間)	250(時間)
集計結果	決定支給量情報	360(時間)	560(時間)	560(時間)
	利用実績情報	200(時間)	500(時間)	550(時間)

それぞれの決定サービスコードの決定支給量、利用実績を足した値を集計する。

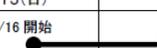
②日数の集計について

(例1) 月途中で支給決定期間が開始、または終了となっている場合

決定サービスコード	支給決定及び利用実績	4月(30)	5月(31)	6月(30)
321000	支給決定期間	4/10 開始  6/20 終了		
	決定支給量	30(日)	31(日)	30(日)
	利用実績	21(日)	31(日)	20(日)
集計結果	決定支給量情報	30(日)	31(日)	30(日)
	利用実績情報	21(日)	31(日)	20(日)

集計対象となる情報をそのまま集計し出力する。

(例2) 決定支給量が未設定となっている場合

決定サービスコード	支給決定及び利用実績	4月(30)	5月(31)	6月(30)
321000	支給決定期間	4/1 開始  5/15 終了		
	決定支給量	未設定	未設定	
	利用実績	30(日)	15(日)	
325000	支給決定期間		5/16 開始  6/20 終了	
	決定支給量		未設定	未設定
	利用実績		16(日)	20(日)
集計結果	決定支給量情報	30(日)	62(日)	30(日)
	利用実績情報	30(日)	31(日)	20(日)

- ・それぞれの決定サービスコードの決定支給量、利用実績を足した値を集計する。
- ・決定支給量が未設定の場合は、サービス種類により「当該月の日数」や「原則の日数(当該月の日数より8日を控除した日数)」として集計する。

**Point !** その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する可能性がある。
2. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
3. 同一の受給者が複数種類のサービスを利用した場合、それぞれのサービス種類に集計される。
4. 集計の対象は自県受給者分に限られる。
5. サービス提供実績記録票情報を基にした集計項目については、サービス提供実績記録票が未提出、または返戻等により情報が存在しない場合、集計対象外となる。

3.28. 個人ごとの状況（障害児支援、障害児相談支援）

障害児支援の請求明細書、障害児相談支援給付費請求書等及び障害児支援受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者個人ごとの決定支給量、利用実績、費用額を「サービス種類」別に出力する。

CSVデータ構造について

個人ごとの状況（障害児支援、障害児相談支援）は以下の4レコードで1受給者分の情報となる。

①	明細レコード行（基本情報）	} 受給者ごとの情報
②	明細レコード行（決定支給量情報）	
③	明細レコード行（利用実績情報）	
④	明細レコード行（費用額情報）	

	1	個人ごとの状況(障害児支援、)		【平成●●年●●月●●県 ●●市										
①	2	19999	9999999999	4	*****	*****	16		32013	32013	0	0	0	0
②	3	19999	9999999999		0	0	0	0	0					
③	4	19999	9999999999	3	0	0	0	0	0					
④	5	19999	9999999999	32013	0	0	0	0	0					

図 3.28_1 CSV出力イメージ_個人ごとの状況(障害児支援、障害児相談支援)

①基本情報について

障害児支援の請求明細書、障害児相談支援給付費請求書等及び障害児支援受給者台帳の内容を基に、受給者の基本情報や利用実績を集計し、出力する。

基本情報													
証記載 都道府県等番号	受給者証番号	障害区分	障害支援 区分	給付決定保護者氏名カナ	給付決定に係る障害児氏名カナ	年齢	障害児 相談支援 事業所番号	費用額計	給付費計	利用者 負担額計	高額障害児 通所 給付費計	自治体 助成分 請求額計	特定入所 障害児食費 等給付費 (給付費請求 額)計
019999	9999999999	04		*****	*****	16	0179999999	189,671	189,671	0	0	0	0

図 3.28_2 基本情報イメージ__個人ごとの状況(障害児支援、障害児相談支援)

②決定支給量情報について

障害児支援受給者台帳の支給決定情報の内容を主に集計し、各サービスの決定支給量（整数部6桁、小数部2桁）を出力する。

決定支給量情報						
障害児相談 支援	児童発達 支援	医療型児童 発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援	障害児入所 支援	医療型障害 児入所支援
	10.00	10.00	10.00	10.00	30.00	30.00

障害児支援受給者台帳に決定支給量の設定がない場合は、サービス提供年月の日数を出力する

図 3.28.3 決定支給量情報イメージ_個人ごとの状況(障害児支援、障害児相談支援)

③利用実績情報について

障害児支援の請求明細書、障害児相談支援給付費請求書等、障害児支援受給者台帳を基に、各サービスの利用実績を出力する。

利用実績情報						
障害児相談支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児入所支援	医療型障害児入所支援
1	1	1	1	1	15	14

利用したサービスが障害児支援利用援助の場合「1」、
継続障害児支援利用援助の場合「2」、両方の場合「3」
を出力する
未実施の場合、空白とする

図 3.28.4 利用実績情報イメージ_個人ごとの状況(障害児支援、障害児相談支援)

④費用額情報について

障害児支援の請求明細書障害児相談支援給付費請求書及び障害児支援受給者台帳を基に、各サービスの費用額を出力する。

費用額情報						
障害児相談支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児入所支援	医療型障害児入所支援
17,656	10,726	3,330	5,184	10,066	121,989	20,720

図 3.28.5 費用額情報イメージ__個人ごとの状況(障害児支援、障害児相談支援)


参照 対象とするデータについて

1. 障害児給付費等明細書情報
※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 障害児支援受給者台帳情報
※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
3. 障害児相談支援給付費請求書等情報
※ P. 24「3. 5. 受給者関係(障害児相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。


参照 日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計について

日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計については、P. 67「3. 17. 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)」-「Point! 日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計について」を参照してください。


参照 決定支給量及び利用実績の集計方法について

決定支給量及び利用実績の集計方法については、P. 107「3. 27. 個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」-「Point! 決定支給量及び利用実績の集計方法について」を参照してください。


参照 その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 109「3. 27. 個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

①基本情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等及び事業所台帳を基に事業所の基本情報（事業所名称、法人等種別コード等）を出力する。

一つのサービス種類で、同一サービス提供年月時点で複数のサービス情報が事業所台帳に登録されている場合、登録されている情報で最小の事業開始年月日を出力する

基本情報											
事業所番号	サービス種類コード	基本部分									
		事業所名称	法人等種別コード	事業開始年月日	利用定員数	地域区分コード	施設等の区分	障害児施設区分	人員配置区分	事業実施区分	指定／基準該当等事業所区分
011999999	11	事業所001	01	20160401		02				1	1

一つのサービス種類で、同一サービス提供年月時点で複数のサービス情報が事業所台帳に登録されている場合、各項目の最大桁数分の”X”（半角大文字のエックス）を出力する

（出力例）

- ・利用定員数：XXX
- ・施設等の区分：X
- ・障害児施設区分：XX
- ・人員配置区分：XX
- ・事業実施区分：X

図 3.29_2 基本情報イメージ__事業所ごとのサービス提供状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援） ※イメージは居宅介護を例とする

②合計情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等及びサービス提供実績記録票を基に事業所が提供したサービスの合計情報(利用者数、提供量、費用額)を、サービス種類、障害支援区分ごとに集計し、出力する。

自県受給者で受給者台帳が存在しない場合、利用者数1～7、利用量1～7、9～15及び費用額1～7の項目については集計しない。ただし、合計利用者数、合計利用日数、合計利用時間数及び合計費用額の項目については、集計する。

自県事業所を利用した他県受給者については、障害支援区分に関わらず利用者数8、利用量8、利用量16、費用額8の項目に集計し、出力する

合計情報																	
合計部分																	
合計利用者数	利用者数1	利用者数2	利用者数3	利用者数4	利用者数5	利用者数6	利用者数7	利用者数8	合計利用日数	利用量1	利用量2	利用量3	利用量4	利用量5	利用量6	利用量7	利用量8
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし	他県受給者		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし	他県受給者
5	1	1	2	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0

- ・「14：重度障害者等包括支援」の場合、サービス提供実績記録票の受給者数を集計し、出力する
- ・上記以外のサービスの場合、請求明細書の受給者数を集計し、出力する

- ・「11：居宅介護」の場合、「通院等乗降介助」の回数を集計し、出力する
- ・「14：重度障害者等包括支援」について、サービス内容が「24：短期入所」、または「33：共同生活援助」の場合、サービス提供実績記録票の日付の件数を基に集計し、出力する

図 3.29_3 合計情報イメージ__事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)__1 ※イメージは居宅介護を例とする

「14：重度障害者等包括支援」の場合、サービス提供実績記録票のサービス内容が「12：重度訪問介護」、
 「13：行動援護」、「22：生活介護」、「34：宿泊型自立訓練」、「41：自立訓練（機能訓練）」、
 「42：自立訓練（生活訓練）」、「43：就労移行支援」、「44：就労移行支援（養成施設）」、「45：就労継続支援A型」、
 または「46：就労継続支援B型」の開始時間、終了時間を基に集計し、出力する

合計 利用時間数	利用量9	利用量10	利用量11	利用量12	利用量13	利用量14	利用量15	利用量16	合計費用額	費用額1	費用額2	費用額3	費用額4	費用額5	費用額6	費用額7	費用額8
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし	他県受給者		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし	他県受給者
51.00	4.00	10.00	12.00	25.00	0.00	0.00	0.00	0.00	133,011	13,635	20,601	49,311	49,464	0	0	0	0

- ・「11：居宅介護」、「12：重度訪問介護」、「13：行動援護」、「14：重度障害者等包括支援」、「15：同行援護」の場合、
 利用時間数は、事業所がサービスを提供した総時間として、開始時間、終了時間を基に重複時間を除外せず集計し、
 小数点第三位を四捨五入して出力する
- ・「33：共同生活援助」の場合、合計時間数を集計し、小数点第三位を四捨五入して出力する

図 3.29_4 合計情報イメージ__事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)__2 ※イメージは居宅介護を例とする

③単位数情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等及びサービス提供実績記録票を基に事業所が提供したサービスのサービス単位数を、基本報酬、加算等報酬ごとに集計し、出力する。

※出力する項目については算定構造を基に、サービス種類に応じて変動する。

「基本部分」については、算定構造において基本部分となる報酬を算定した場合、単位数を集計し、出力する

単位数情報では「基本部分（再掲）」は出力しない

基本部分										基本部分(再掲)															
基本1	基本2	基本3	基本4	基本5	基本6	基本7	基本8	基本9	基本10	再掲基本1	再掲基本2	再掲基本3	再掲基本4	再掲基本5	再掲基本6	再掲基本7	再掲基本8	再掲基本9	再掲基本10	再掲基本11	再掲基本12	再掲基本13	再掲基本14	再掲基本15	
居宅介護における身体介護	通院等介助(身体介護を伴う場合)	家事援助	通院等介助(身体介護を伴わない場合)	通院等乗降介助						基礎研修課程修了者等	重度訪問介護研修修了者	2人派遣	早朝時間	夜間時間	深夜時間										
776	4,524	4,301	2,505	97																					

「加算部分」については、該当する報酬を算定した場合、単位数を集計し、出力する

加算部分																														
加算1	加算2	加算3	加算4	加算5	加算6	加算7	加算8	加算9	加算10	加算11	加算12	加算13	加算14	加算15	加算16	加算17	加算18	加算19	加算20	加算21	加算22	加算23	加算24	加算25	加算26	加算27	加算28	加算29	加算30	
特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算	喀痰吸引等支援体制加算	初回加算	利用者負担上限額管理加算	福祉専門職員等連携加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算																						
0	0	0	0	0	0	0	0	0																						

【中略】

図 3.29_5 単位数情報イメージ_事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援) ※イメージは居宅介護を例とする

④利用者数情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等及びサービス提供実績記録票を基に事業所が提供したサービスの利用者数を、基本報酬、加算等報酬ごとに集計し、出力する。

※出力する項目については算定構造を基に、サービス種類に応じて変動する。

「基本部分」については、算定構造において基本部分となる報酬を算定した場合、利用者数を集計し、出力する

「基本部分(再掲)」については、算定構造において基本部分に関する加算、減算となる報酬を算定した場合、利用者数を集計し、出力する

利用者数情報																								
基本部分										基本部分(再掲)														
基本1	基本2	基本3	基本4	基本5	基本6	基本7	基本8	基本9	基本10	再掲基本1	再掲基本2	再掲基本3	再掲基本4	再掲基本5	再掲基本6	再掲基本7	再掲基本8	再掲基本9	再掲基本10	再掲基本11	再掲基本12	再掲基本13	再掲基本14	再掲基本15
居宅介護における身体介護	通院等介助(身体介護を伴う場合)	家事援助	通院等介助(身体介護を伴わない場合)	通院等乗降介助						基礎研修課程修了者等	重度訪問介護研修修了者	2人派遣	早朝時間	夜間時間	深夜時間									
2	2	3	2	1						0	0	0	0	0	0									

「加算部分」については、該当する利用者数を集計し、出力する

加算部分																													
加算1	加算2	加算3	加算4	加算5	加算6	加算7	加算8	加算9	加算10	加算11	加算12	加算13	加算14	加算15	加算16	加算17	加算18	加算19	加算20	加算21	加算22	加算23	加算24	加算25	加算26	加算27	加算28	加算29	加算30
特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算	喀痰吸引等支援体制加算	初回加算	利用者負担上限額管理加算	福祉専門職員等連携加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算																					
0	0	0	0	0	0	0	0	0																					

図 3.29_6 利用者数情報イメージ_事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援) ※イメージは居宅介護を例とする

⑤提供量情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等及びサービス提供実績記録票を基に事業所が提供したサービスの提供量(時間数、日数、回数等)を、基本報酬、加算等報酬ごとに集計し、出力する。

※出力する項目については算定構造を基に、サービス種類に応じて変動する。

「基本部分」については、算定構造において基本部分となる報酬を算定した場合、提供量を集計し、出力する

「基本部分(再掲)」については、算定構造において基本部分に関する加算、減算となる報酬を算定した場合、提供量を集計し、出力する

提供量情報																									
基本部分										基本部分(再掲)															
基本1	基本2	基本3	基本4	基本5	基本6	基本7	基本8	基本9	基本10	再掲基本1	再掲基本2	再掲基本3	再掲基本4	再掲基本5	再掲基本6	再掲基本7	再掲基本8	再掲基本9	再掲基本10	再掲基本11	再掲基本12	再掲基本13	再掲基本14	再掲基本15	
居宅介護における身体介護	通院等介助(身体介護を伴う場合)	家事援助	通院等介助(身体介護を伴わない場合)	通院等乗降介助						基礎研修課程修了者等	重度訪問介護研修修了者	2人派遣	早朝時間	夜間時間	深夜時間										
2.00	12.00	23.00	14.00	1						0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00										

「11：居宅介護」、「12：重度訪問介護」、「13：行動援護」、「14：重度障害者等包括支援」、「15：同行援護」の場合、利用時間数は、事業所がサービスを提供した総時間として、開始時間、終了時間を基に重複時間を除外せず集計し、小数点第三位を四捨五入して出力する

「加算部分」については、該当する報酬を算定した場合、提供量を集計し、出力する

加算部分																													
加算1	加算2	加算3	加算4	加算5	加算6	加算7	加算8	加算9	加算10	加算11	加算12	加算13	加算14	加算15	加算16	加算17	加算18	加算19	加算20	加算21	加算22	加算23	加算24	加算25	加算26	加算27	加算28	加算29	加算30
特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算	喀痰吸引等支援体制加算	初回加算	利用者負担上限額管理加算	福祉専門職員等連携加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算																					
0	0	0	0	0	0	0	0	0																					

【中略】

図 3.29_7 提供量情報イメージ_事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援) ※イメージは居宅介護を例とする

**参照** 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 受給者台帳情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
3. 計画相談支援給付費請求書情報等
※ P. 18「3. 2. 受給者関係(相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
4. サービス提供実績記録票情報
※ P. 45「3. 11. 加算等集計(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
5. 事業所台帳情報、全国事業所台帳
※ P. 27「3. 6. 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

**参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

**参照** 障害支援区分の判定方法について

障害支援区分の判定方法については、P. 16「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 障害支援区分の判定方法について」を参照してください。

**参照**

日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計について

日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計については、P. 67「3. 17. 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)」-「Point! 日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計について」を参照してください。

**Point!**

事業所ごとのサービス提供状況における訪問系サービスの場合の集計について

「事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」の様式の場合、受給者がサービスを利用した時間(重複時間を含める)を、サービス種類ごとに以下に記載の方法で集計する。

(1) 居宅介護の場合

居宅介護サービス提供実績記録票情報(様式1)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとに重複時間を含め、サービスを利用した時間を分単位で求める。時間を求める際、「前月からの継続サービス」として入力されている明細情報レコードは集計の対象外となる。

基本部分(再掲)の時間帯は、重複時間を含め、早朝、夜間、深夜の利用時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第三位を四捨五入した結果を出力する。

(2) 重度訪問介護の場合

重度訪問介護サービス提供実績記録票情報(様式3-1)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとに重複時間を含め、サービスを利用した時間を分単位で求める。

基本部分(再掲)の時間帯は、重複時間を含め、早朝、夜間、深夜の利用時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第三位を四捨五入した結果を出力する。

(3) 行動援護の場合

行動援護サービス提供実績記録票情報(様式2)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとに重複時間を含め、サービスを利用した時間を分単位で求める。

基本部分(再掲)の時間帯は、重複時間を含め、早朝、夜間、深夜の利用時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第三位を四捨五入した結果を出力する。

(4) 重度障害者等包括支援の場合

重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の明細情報レコードを基に、利用したサービスの内容に応じて以下のように中間集計を行い、中間集計結果をさらに集計した結果を出力する。

(a) サービス内容が訪問系サービスの場合

サービス内容が重度訪問介護、行動援護である明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとに重複時間を含め、サービスを利用した時間を分単位で求める。

基本部分(再掲)の時間帯は、重複時間を含め、早朝、夜間、深夜の利用時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第三位を四捨五入した結果を出力する。

(b) サービス内容が通所系サービスの場合

サービス内容が宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労移行支援(養成施設)、就労継続支援A型、就労継続支援B型である明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとにサービスを利用した時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第三位を四捨五入した結果を出力する。

(c) サービス内容が短期入所の場合

サービス内容が短期入所である明細情報レコードを対象とし、その明細情報レコードの件数を利用日数とする。

(d) サービス内容が共同生活援助の場合

サービス内容が共同生活援助である明細情報レコードを対象とし、その明細情報レコードの件数を利用日数とする。

(5) 同行援護の場合

同行援護サービス提供実績記録票情報(様式19)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとに重複時間を含め、サービスを利用した時間を分単位で求める。時間を求める際、「前月からの継続サービス」として入力されている明細情報レコードは集計の対象外とする。

基本部分(再掲)の時間帯は、重複時間を含め、早朝、夜間、深夜の利用時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第三位を四捨五入した結果を出力する。

**Point!** その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する場合がある。
2. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
3. 同一の受給者が複数種類のサービスを利用した場合、それぞれのサービス種類に集計される。
4. 集計の対象は自県に所在地を持つ事業所に限られる。
※他県に所在地を持つが、自県受給者が利用した基準該当事業所も対象となる。
5. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は1名として集計される。
6. サービス提供実績記録票情報を基にした集計項目については、サービス提供実績記録票が未提出、または返戻等により情報が存在しない場合、集計対象外となる。

①基本情報について

障害児支援の請求明細書、障害児相談支援給付費請求書及び障害児施設台帳を基に事業所の基本情報（事業所名称、法人等種別コード等）を出力する。

基本情報											
事業所番号	サービス 種類コード 61	基本部分									
		事業所名称	法人等種別 コード	事業開始 年月日	利用定員数	地域区分 コード	施設等の 区分	障害児施設 区分	人員配置 区分	事業実施 区分	指定／基準 該当等事業 所区分
0159999999	61	事業所001	01	20160401	5	12	1	01		1	1

図 3.30_2 基本情報イメージ__事業所ごとのサービス提供状況(障害児支援、障害児相談支援) ※イメージは児童発達支援を例とする

②合計情報について

障害児支援の請求明細書及び障害児相談支援給付費請求書を基に事業所が提供したサービスの合計情報（利用者数、提供量、費用額）を、サービス種類ごとに集計し、出力する。

なお、利用者数1～7、利用量1～7、9～15及び費用額1～7の項目については出力しない。

合計情報																	
合計部分																	
合計 利用者数	利用者数1	利用者数2	利用者数3	利用者数4	利用者数5	利用者数6	利用者数7	利用者数8	合計 利用日数	利用量1	利用量2	利用量3	利用量4	利用量5	利用量6	利用量7	利用量8
								他県受給者									
4								0	27								0

合計情報																	
合計部分																	
合計 利用時間数	利用量9	利用量10	利用量11	利用量12	利用量13	利用量14	利用量15	利用量16	合計 費用額	費用額1	費用額2	費用額3	費用額4	費用額5	費用額6	費用額7	費用額8
								他県受給者									
									263,847								0

図 3.30_2 合計情報イメージ__事業所ごとのサービス提供状況（障害児支援、障害児相談支援） ※イメージは児童発達支援を例とする

③単位数情報について

障害児支援の請求明細書、及び障害児相談支援給付費請求書を基に事業所が提供したサービスのサービス単位数を、基本報酬、加算等報酬ごとに集計し、出力する。

※出力する項目については算定構造を基に、サービス種類に応じて変動する。

単位数情報																									
基本部分										基本部分(再掲)															
基本1	基本2	基本3	基本4	基本5	基本6	基本7	基本8	基本9	基本10	再掲基本1	再掲基本2	再掲基本3	再掲基本4	再掲基本5	再掲基本6	再掲基本7	再掲基本8	再掲基本9	再掲基本10	再掲基本11	再掲基本12	再掲基本13	再掲基本14	再掲基本15	
障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	難聴児の場合	重症心身障害児の場合								地公休	有資格者を配置した場合	定超	人欠	未計画	開所時間減算	指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合									
24,008	0	0																							

加算部分																				
加算1	加算2	加算3	加算4	加算5	加算6	加算7	加算8	加算9	加算10	加算11	加算12	加算13	加算14	加算15	加算16	加算17	加算18	加算19	加算20	
児童発達支援管理責任者専任加算	人工内耳装用児支援加算	指導員加配加算	家庭連携加算	事業所内相談支援加算	訪問支援特別加算	食事提供加算	利用者負担上限額管理加算	福祉専門職員配置等加算	栄養士配置加算	欠席時対応加算	特別支援加算	医療連携体制加算	送迎加算	中略	加算25	加算26	加算27	加算28	加算29	加算30
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							

図 3.30_3 単位数情報イメージ__事業所ごとのサービス提供状況(障害児支援、障害児相談支援) ※イメージは児童発達支援を例とする

④利用者数情報について

障害児支援の請求明細書、及び障害児相談支援給付費請求書を基に事業所が提供したサービスの利用者数を、基本報酬、加算等報酬ごとに集計し、出力する。

※出力する項目については算定構造を基に、サービス種類に応じて変動する。

利用者数情報																									
基本部分										基本部分(再掲)															
基本1	基本2	基本3	基本4	基本5	基本6	基本7	基本8	基本9	基本10	再掲基本1	再掲基本2	再掲基本3	再掲基本4	再掲基本5	再掲基本6	再掲基本7	再掲基本8	再掲基本9	再掲基本10	再掲基本11	再掲基本12	再掲基本13	再掲基本14	再掲基本15	
障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	難聴児の場合	重症心身障害児の場合								地公体	有資格者を配置した場合	定超	人欠	未計画	開所時間減算	指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合									
4	0	0								0	0	1	0	0	0	0									

加算部分																			
加算1	加算2	加算3	加算4	加算5	加算6	加算7	加算8	加算9	加算10	加算11	加算12	加算13	加算14	加算15	加算16	加算17	加算18	加算19	加算20
児童発達支援管理責任者専任加算	人工内耳装用児支援加算	指導員加配加算	家庭連携加算	事業所内相談支援加算	訪問支援特別加算	食事提供加算	利用者負担上限額管理加算	福祉専門職員配置等加算	栄養士配置加算	欠席時対応加算	特別支援加算	医療連携体制加算	送迎加算						
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						

中略

図 3.30_4 利用者数情報イメージ_事業所ごとのサービス提供状況(障害児支援、障害児相談支援) ※イメージは児童発達支援を例とする

⑤提供量情報について

障害児支援の請求明細書及び障害児相談支援給付費請求書を基に事業所が提供したサービスの提供量(時間数、日数、回数等)を、基本報酬、加算等報酬ごとに集計し、出力する。

※出力する項目については算定構造を基に、サービス種類に応じて変動する。

提供量情報																									
基本部分										基本部分(再掲)															
基本1	基本2	基本3	基本4	基本5	基本6	基本7	基本8	基本9	基本10	再掲基本1	再掲基本2	再掲基本3	再掲基本4	再掲基本5	再掲基本6	再掲基本7	再掲基本8	再掲基本9	再掲基本10	再掲基本11	再掲基本12	再掲基本13	再掲基本14	再掲基本15	
障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	難聴児の場合	重症心身障害児の場合								地公体	有資格者を配置した場合	定超	人欠	未計画	開所時間減算	指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合									
27	0	0								0	0	8	0	0	0	0									

加算部分																				
加算1	加算2	加算3	加算4	加算5	加算6	加算7	加算8	加算9	加算10	加算11	加算12	加算13	加算14	加算15	加算16	加算17	加算18	加算19	加算20	
児童発達支援管理責任者専任加算	人工内耳装用児支援加算	指導員加配加算	家庭連携加算	事業所内相談支援加算	訪問支援特別加算	食事提供加算	利用者負担上限額管理加算	福祉専門職員配置等加算	栄養士配置加算	欠席時対応加算	特別支援加算	医療連携体制加算	送迎加算	中略						
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							

図 3.30_5 提供量情報イメージ_事業所ごとのサービス提供状況(障害児支援、障害児相談支援) ※イメージは児童発達支援を例とする

 **参照** 対象とするデータについて

1. 障害児給付費等明細書情報
※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 障害児支援受給者台帳情報
※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
3. 障害児相談支援給付費請求書等情報
※ P. 24「3. 5. 受給者関係(障害児相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
4. 障害児施設台帳情報
※ P. 40「3. 9. 事業所・サービス種類関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。

 **参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

 **参照** 日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計について

日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計については、P. 67「3. 17. 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)」-「Point! 日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、旧法施設支援(通所)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の場合の集計について」を参照してください。

 **参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 126「3. 29. 事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

3.31. 地域別のサービス提供と利用状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等及び市町村台帳を基に、指定したサービス提供年月における事業所ごとの利用者数を「サービス種類」「市町村」別に出力する。

指定したサービス提供年月時点で請求があり、支払対象となった事業所番号及び事業所ごとのサービス提供分を出力する

請求情報の有無に関わらず、都道府県内全ての市町村（サービス提供年月時点で有効な市町村）の市町村番号を出力する
 なお、政令市の場合は、政令市市町村番号を出力する

1 地域別のサービス提供【平成●●年●●月●●日】				19990	19991	19992	19993	19994	19995	19996	19997	19998	19999	他縣市町村
1 事業所番号	サービス種類コード	サービス種類補足												
2	119999990	11		18	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
2	119999990	12		29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999990	13		0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999990	14		0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999990	15		0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	21		0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	22		0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	24		0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	32		0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	34		0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	41		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	42		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	43		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	44		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	45		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	46		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999992	34		0	0	0	0	3	0	0	10	7	0	0
2	119999993	14		0	0	0	0	0	10	8	5	0	0	0
2	119999993	41		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999994	21		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
3	他県事業所	11		0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	
3	他県事業所	12		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

サービス種類補足は空白となる

他県事業所を利用した自県受給者分についても、支払対象となったサービス種類単位で集計し、出力する

他県市町村、他県事業所は集計対象外となる

図 3.31_1 CSV出力イメージ__地域別のサービス提供と利用状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)

**Point!** 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報
※ P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 計画相談支援給付費請求書情報等
※ P. 18「3. 2. 受給者関係(相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
3. 市町村台帳情報
 - ① 指定されたサービス提供年月を基に、国保連合会に登録されている市町村台帳情報を抽出し、出力する。

**参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

Point! 地域別のサービス提供と利用状況の集計範囲について

地域別のサービス提供と利用状況の集計範囲として、サービス提供年月時点で請求があり、支払対象となった自県事業所における自県受給者及び他県受給者分、他県事業所における自県受給者分を集計対象とする。

なお、請求情報の市町村番号(障害児の場合は、都道府県等番号)の上2桁により受給者の自県・他県を判断し、事業所番号(上2桁)により、事業所の自県・他県を判断する。

(1)集計イメージ

事業所番号	サービス種類コード	サービス種類補足	131016	131024	131032	...	131059	他県市町村
1311010001	11		10	20	5		0	0
1311010001	12		0	10	0		0	0
.								
1311010001	54		0	0	0		0	0
1311010002	11		0	10	0		0	0
.								
131101000	自県事業所の自県受給者分		0	0	0		0	0
.								
.								
1311010005	53		0	0	0		0	7
1311010005	54		0	0	0		0	0
他県事業所	11		5	0	0		0	
他県事業所	12		5	0	0		0	
.								
他県事業所	53		5	0	0		0	
他県事業所	54		0	0	0		0	

他県事業所の自県受給者分

自県事業所の他県受給者分

**Point!** その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する可能性がある。
2. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
3. 同一の受給者が複数種類のサービスを利用した場合、それぞれのサービス種類に集計される。
4. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は1名として集計される。

3.32. 地域別のサービス提供と利用状況（障害児支援、障害児相談支援）

障害児支援の請求明細書、障害児相談支援給付費請求書及び都道府県等台帳を基に、指定したサービス提供年月における事業所ごとの利用者数を「サービス種類」「市町村」別に出力する。

請求情報の有無に関わらず、都道府県番号及び都道府県内全ての市町村（サービス提供年月時点で有効な市町村）の市町村番号を出力する
 なお、政令市の場合は、政令市市町村番号を出力する

1 地域別のサービス提供【平成●●年●●月●●日】				19990	19991	19992	19993	19994	19995	19996	19997	19998	19999	他県市町村
1 事業所番号	サービス種類コード	サービス種類補足												
2	159999990	61		0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
2	159999990	62		0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0
2	159999990	63		0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
2	159999990	64		0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
2	159999991	71		4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
2	159999991	72		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
2	159999992	62		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
2	159999992	71		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	159999993	71		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	159999994	64		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
2	159999994	72		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
3 他県事業所	61			0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
3 他県事業所	62			0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

図 3.32_1 CSV出力イメージ__地域別のサービス提供と利用状況(障害児支援、障害児相談支援)

**Point!** 対象とするデータについて

1. 障害児給付費等明細書情報
※ P. 22「3. 4. 受給者関係(障害児支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
2. 障害児相談支援給付費請求書等情報
※ P. 24「3. 5. 受給者関係(障害児相談支援)」-「Point! 対象とするデータについて」を参照してください。
3. 都道府県等台帳情報
 - ① 指定したサービス提供年月の月末時点からみて最新の台帳情報(基本情報)を対象とする。

**参照** 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 15「3. 1. 受給者関係(障害福祉サービス)」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照してください。

**参照** 地域別のサービス提供と利用状況の集計範囲について

地域別のサービス提供と利用状況の集計範囲については、P. 137「3. 31. 地域別のサービス提供と利用状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」-「Point! 地域別のサービス提供と利用状況の集計範囲について」を参照してください。

**参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 138「3. 31. 地域別のサービス提供と利用状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」-「Point! その他の留意事項について」を参照してください。

4. その他

4.1. 『業務委託情報登録』画面の確認について

障害者自立支援等実績報告情報は、『障害者自立支援等実績報告情報作成』画面より「障害者自立支援等実績報告情報作成」処理を実行することにより、「統計資料作成」を国保連合会に業務委託している市町村及び都道府県のみを対象として市町村単位の集計結果(市町村及び都道府県用)を作成する。

支払等システムでは当該委託状況の管理を、市町村事務共同処理業務の『業務委託情報登録』画面の「統計資料作成」欄にて行っている。したがって、『障害者自立支援等実績報告情報作成』画面より「障害者自立支援等実績報告情報作成」処理を実行する前に、『業務委託情報登録』画面の登録内容を確認し、必要に応じて委託情報の登録を行うこと。

※なお、『業務委託情報登録』画面については、支払等システム Ver.25.0 以降変更予定

業務委託情報登録

お知らせ リスト出力 パッチ状況 検索 クリア 閉じる

抽出条件 非表示
 ※ 市町村番号 指定なし 市町村番号
 検索

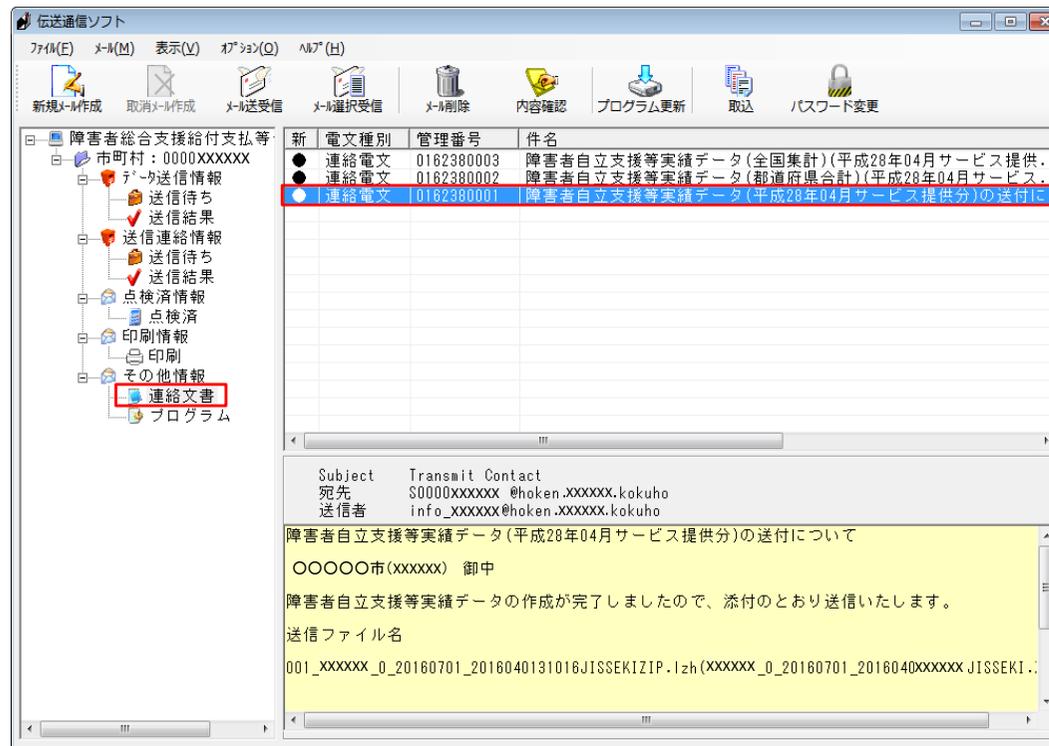
検索結果

行番号	市町村/都道府県	障害福祉サービス費支払	福祉サービス費支払	地域生活支援事業費支払	障害児給付費支払	基礎年金給付費支払	高齢障害者福祉サービス費支払	高齢障害者見給付費支払	各種支払支援	訪問介護委託費支払	統計資料作成	個人情報輸出設定	指定都市	中核市
1	181016 千代田区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	181024 中央区	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	181032 港区	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	181044 東京都	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委託なし	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	出力しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

4.2. 障害者自立支援等実績データの確認方法について

国保連合会から提供された障害者自立支援等実績データは、伝送通信ソフト(都道府県・市町村版)のメイン画面の[連絡文書]ボックスに格納されている「障害者自立支援等実績データ(平成〇〇年〇〇月サービス提供分)の送付について」(※)の連絡文書に添付されている。連絡文書に添付された障害者自立支援等実績データを所定のフォルダに保存し、確認すること。

※都道府県合計の場合は「障害者自立支援等実績データ(都道府県合計)(平成〇〇年〇〇月サービス提供分)の送付について」、全国集計の場合は「障害者自立支援等実績データ(全国集計)(平成〇〇年〇〇月サービス提供分)の送付について」の連絡文書に添付される。



▲図 4.2.1 伝送通信ソフト(都道府県・市町村版)メイン画面

4.3. 留意事項

障害者自立支援等実績データについて、留意事項を以下に示す。

(1) 「障害者自立支援等実績データ」と「市町村請求情報(払込請求書内訳表等)」との金額の違いについて

「障害者自立支援等実績データ」は、サービス提供年月単位で集計する。

一方、「市町村請求情報(払込請求書内訳表等)」は、受付年月単位に作成されるので、月遅れ請求等により、金額等の内容が一致しない場合がある。

(2) 過去のサービス提供年月を再処理する場合の集計結果の違いについて

「障害者自立支援等実績データ抽出」処理及び「障害者自立支援等実績報告情報作成」処理は、処理時点の請求情報等及び台帳情報で集計するため、過去のサービス提供年月で再処理した場合、月遅れ請求等の情報が反映され、前回の集計結果と異なる場合がある。

再処理する場合、『障害者自立支援等実績データ抽出』画面及び『障害者自立支援等実績報告情報作成』画面の「サービス提供年月」を再処理するサービス提供年月に変更し、実行すること。

なお、再処理するサービス提供年月が表示されない場合、『対象受付年月管理』画面の「統計基準年月」を変更すること。

(3) 「障害者自立支援等実績データ」の市町村への提供について

市町村に提供される「障害者自立支援等実績データ」については、国保連合会へ統計資料作成業務を委託している場合、提供される。

(4) 「サービス提供年月」を基準とした集計について

「受付年月」を基準として集計する考え方もあるが、「受付年月」を基準として集計した場合、過誤や月遅れ請求が大量に発生すると、ある月だけ特異な実績になってしまうことが想定される。そのため、現在は「サービスを提供した月の実績」を把握することを目的として「サービス提供年月」を基準としての集計となっている。

(5) 「障害者自立支援等実績データ」の集計範囲について

請求時効は5年間となっており、その期間に月遅れ請求、過誤、再請求等が行われた場合、実績が変動することとなる。

給付実績が確定する5年後に集計を行うのでは、統計データとしての利用価値が低いと、ある一定の期間で集計をせざるを得ないという考えから「サービス提供年月」の3ヶ月後に集計を行うものとしている。